

第8期

運用報告書(全体版)

アジア・オセアニア好配当成長株 オープン(1年決算型)

【2020年10月12日決算】

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様「アジア・オセアニア好配当成長株オープン(1年決算型)」は、2020年10月12日に第8期決算を迎えましたので、期中の運用状況ならびに決算のご報告を申し上げます。

今後とも、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1

お問い合わせは弊社営業部 セールスサポートグループへ
フリーダイヤル ☎0120-048-214 (営業日の9:00~17:00)

[ホームページ]

<https://www.okasan-am.jp>

※アクセスにかかる通信料はお客様のご負担となります。

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	追加型投信/海外/株式	
信託期間	2013年9月25日から、原則として無期限です。	
運用方針	投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資し、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	
主要投資対象	当ファンド	当ファンドは、以下の投資信託証券に投資します。 ○イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用) ○日本マネー・マザーファンド
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式を主要投資対象とします。
	日本マネー・マザーファンド	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資制限	当ファンド	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。株式および外貨建資産への直接投資は行いません。
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	外貨建資産および株式への実質投資割合には制限を設けません。
	日本マネー・マザーファンド	株式および外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	毎年10月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。	

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）

◎最近5期の運用実績

決算期	基準価額			債券 組入比率	投資信託 証券 組入比率	純資産 総額
	(分配落)	税込み 分配金	期中 騰落率			
	円	円	%	%	%	百万円
(第4期)2016年10月11日	10,509	0	△ 7.4	0.1	98.2	2,086
(第5期)2017年10月10日	12,968	0	23.4	0.1	96.4	2,404
(第6期)2018年10月10日	12,062	0	△ 7.0	0.1	95.0	2,596
(第7期)2019年10月10日	11,419	0	△ 5.3	0.2	97.5	2,655
(第8期)2020年10月12日	12,106	0	6.0	0.2	98.3	2,586

(注) 基準価額および分配金（税引前）は1万口当たり、基準価額の騰落率は分配金（税引前）込み。

(注) 当ファンドは「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」への投資を通じて日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資しておりますが、①特定の国・地域について基本となる特定の投資比率を定めていないこと、②配当利回り重視の銘柄選定を行っているため、時期により国・地域別の投資比率が大きく変動することなどの理由から、ベンチマーク、参考指数等を設けておりません。

(注) 当ファンドはマザーファンドを組み入れますので、債券組入比率は実質比率を記載しております。

◎当期中の基準価額と市況の推移

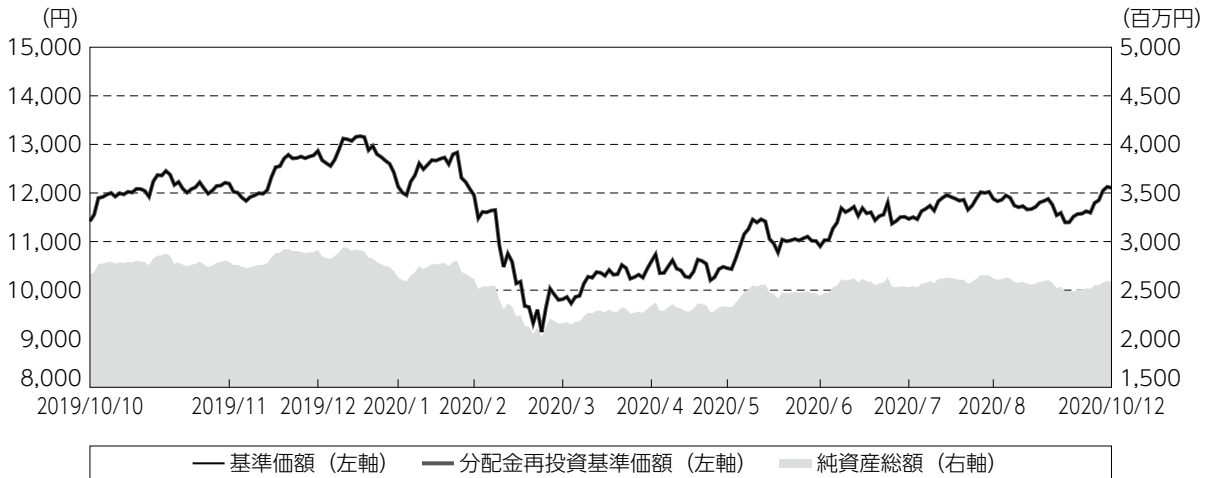
年月日	基準価額		債券組入比率	投資信託証券組入比率
	騰落率			
(期首)	円	%	%	%
2019年10月10日	11,419	—	0.2	97.5
10月 末	12,043	5.5	0.2	98.1
11月 末	12,192	6.8	0.2	97.1
12月 末	12,866	12.7	0.2	98.3
2020年 1月 末	12,133	6.3	0.2	97.6
2月 末	11,954	4.7	0.2	96.7
3月 末	9,813	△14.1	0.2	97.4
4月 末	10,591	△ 7.3	0.1	97.1
5月 末	10,451	△ 8.5	0.1	96.4
6月 末	10,903	△ 4.5	0.1	97.4
7月 末	11,465	0.4	0.1	98.5
8月 末	11,880	4.0	0.1	97.4
9月 末	11,567	1.3	0.2	97.0
(期末)				
2020年10月12日	12,106	6.0	0.2	98.3

(注) 騰落率は期首比。

運用経過

期中の基準価額等の推移

（2019年10月11日～2020年10月12日）



期首：11,419円

期末：12,106円（既払分配金（税引前）：0円）

騰落率：6.0%（分配金再投資ベース）

- (注) 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。
- (注) 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。したがって、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注) 分配金再投資基準価額は、期首（2019年10月10日）の値が基準価額と同一となるように指数化しております。
- (注) 上記騰落率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

○基準価額の主な変動要因

当ファンドの主要投資対象である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」における主なプラス要因およびマイナス要因は以下の通りです。

（主なプラス要因）

- ・コロナ禍においても安定した需要が見込まれる情報技術、一般消費財・サービスセクターの組入銘柄の株価が上昇したこと。
- ・国・地域別では台湾や中国（香港上場）など、セクター別では情報技術や一般消費財・サービスなどが上昇したこと。

（主なマイナス要因）

- ・新型コロナウイルス感染拡大により経済活動の抑制が続く国や業績への懸念が残るセクターの組入銘柄の株価が下落したこと。
- ・国・地域別ではオーストラリアやインドネシアなど、セクター別では不動産や金融などが下落したこと。

投資環境

（2019年10月11日～2020年10月12日）

アジア・オセアニア地域の株式市場は、2020年に入り、新型コロナウイルス感染拡大に対する懸念から大きく下落したのちに、先進国中央銀行による前例のない規模の流動性供給が好感され大きく反発するなど、値動きの荒い展開となりました。期初から2019年末までは、米中貿易交渉の進展や中国経済の減速懸念の後退などを背景に株式市場は上昇基調で推移しました。2020年に入ると、新型コロナウイルス感染拡大により経済活動の縮小が世界規模で見られました。このような環境下、サービス関連業種における雇用への影響が確認され、株式市場は景気後退入りを懸念して大きく値を下げました。その後は世界各国で新型コロナウイルスの感染者数の伸びに鈍化がみられたことで、感染拡大がピークを迎えるとの期待を背景に株価は反発しました。また各国の大規模な財政支援策や流動性供給策の発表に加え、中国を中心に経済活動の回復を示す統計が確認されたことなども投資家心理にプラスに働きました。株価は今後も低金利環境が続くと期待に支えられ、企業業績や経済統計において期待される回復シナリオを織り込んで上昇基調で推移し期末を迎えました。

アジア・オセアニア地域の通貨は、新型コロナウイルス感染拡大後も半導体関連を中心に需要が堅調であったことから、その恩恵を受ける企業の株価上昇が目立った台湾や韓国において通貨は円に対して上昇しました。一方で、感染拡大が続くインドネシアやインドの通貨は円に対して下落しました。

国内短期金融市場は、日銀がマイナス金利政策を継続していることを背景に、短期金利がマイナス圏で推移しました。

当ファンドのポートフォリオ

（2019年10月11日～2020年10月12日）

<アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）>

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」、「日本マネー・マザーファンド」を主要投資対象とし、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を高位に組み入れて運用を行いました。

○イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行いました。

マザーファンドの運用につきましては、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指した運用を行いました。当期中の投資行動では、バリュエーションが魅力的な水準にあり値上がりが期待できる銘柄の中から、配当利回りが相対的に高い銘柄や今後の増配が期待できる銘柄などに注目し、市場を上回る平均配当利回りの水準を維持しました。

組入比率については、国・地域別では、中国（香港上場）やオーストラリアなどを引き上げる一方、台湾やシンガポールなどを引き下げました。セクター別では、一般消費財・サービスなどを引き上げる一方、金融などを引き下げました。

○日本マネー・マザーファンド

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とした運用を行いました。当期間中は、政府保証債を組み入れました。

当ファンドのベンチマークとの差異

（2019年10月11日～2020年10月12日）

当ファンドはベンチマークおよび参考指数がないため、本項目は記載していません。

分配金

（2019年10月11日～2020年10月12日）

毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、分配を行います。

分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

当期の分配につきましては、投資信託財産の成長を目指す観点から、見送りとさせていただきます。なお、収益分配に充てなかった留保益につきましては、運用の基本方針と同一の運用を行ってまいります。

（単位：円、1万円当たり・税引前）

項 目	第8期
	2019年10月11日～ 2020年10月12日
当期分配金	—
(対基準価額比率)	—%
当期の収益	—
当期の収益以外	—
翌期繰越分配対象額	4,881

（注）対基準価額比率は当期分配金（税引前）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なります。

（注）当期の収益、当期の収益以外は小数点以下切捨てで算出しているため合計が当期分配金と一致しない場合があります。

今後の運用方針

（投資環境の見通し）

アジア・オセアニア地域の株式は、世界規模での新型コロナウイルスの感染拡大による影響を軽減するため、各国の財政出動や中央銀行による利下げ、流動性供給に対する市場の反応が見られるものの、引き続きボラティリティ（変動率）が高い状態が続くと思われま。足元の株式市場の反応は長期的な視点を持った投資家にとって、財務体質が健全な企業を割安な水準で組み入れる機会をもたらしてくれると考えられます。

国内短期金融市場は、日銀によるマイナス金利政策の継続が見込まれることから、主要な投資対象であるわが国の公社債および短期金融商品の利回りがマイナス圏での推移となり、今後も厳しい運用環境が続くと予想されます。

<アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）>

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を高位に組み入れて運用を行います。

○イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、分散投資によりリスクの分散を図りながら、先進国と比較して相対的に高い経済成長が期待される日本を除くアジア・オセアニア地域の株式へ投資を行います。今後も、個別銘柄のキャッシュフローと配当の持続可能性に注目したリサーチに基づき、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行う予定です。アジア・オセアニア地域の株式は米国や欧州などの主要株式市場との比較だけでなく、過去との比較においても割安な水準にあると思われま。株式市場がマクロ経済などのニュースに敏感に反応するような局面では、株価の短期的な変動にも耐えうる投資期間を設定し、ファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）とバリュエーションを十分に見極めるという投資の基本に立ち返ることが重要と考えま。企業のファンダメンタルズと関係なく株価が変動する局面では、財務体質の強い銘柄への投資機会をうかがってまいりま。

○日本マネー・マザーファンド

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益確保を目的に運用を行います。

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）

◎1万口当たりの費用明細

（2019年10月11日～2020年10月12日）

項目	当期		項目の概要
	金額	比率	
	円	%	
(a) 信託報酬 (投 信 会 社) (販 売 会 社) (受 託 会 社)	133 (51) (76) (6)	1.161 (0.442) (0.664) (0.055)	(a) 信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率 委託した資金の運用の対価 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価
(b) その他費用 (監 査 費 用) (そ の 他)	1 (1) (0)	0.011 (0.011) (0.000)	(b) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 その他は、金銭信託支払手数料
合 計	134	1.172	

期中の平均基準価額は、11,488円です。

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額において基準価額は円未満切捨て、その他は各項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) その他費用は、当ファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

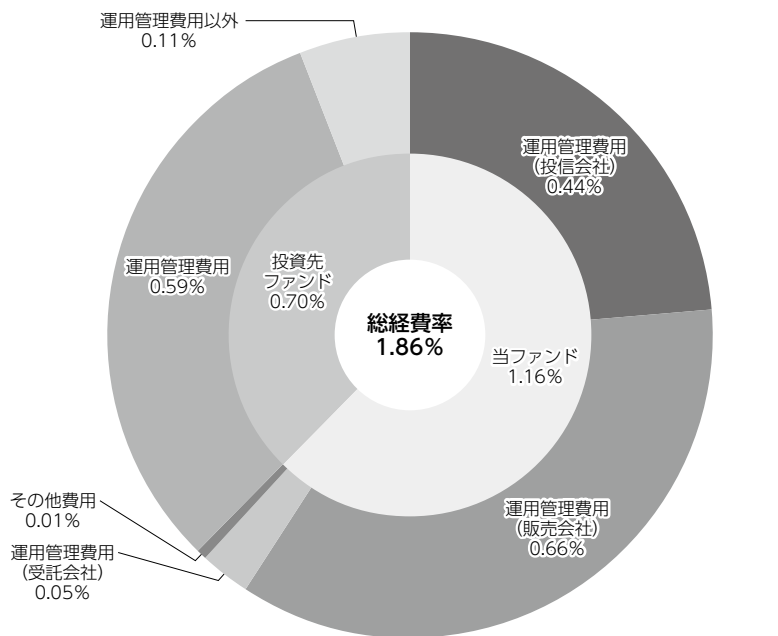
(注) 各項目の費用は、当ファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）が支払った費用を含みません。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

（参考情報）

○総経費率

期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）は1.86%です。



(単位：%)

総経費率 (①+②+③)	1.86
①当ファンドの費用の比率	1.16
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.59
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.11

(注) 当ファンドの費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

(注) 各比率は、年率換算した値です。

(注) 投資先ファンドとは、当ファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。

(注) 当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

(注) 当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

(注) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）

◎売買及び取引の状況

◎売買及び取引の状況とは、ファンドが購入・売却した有価証券の数量および金額です。

○投資信託証券

決算期	第8期（2019年10月11日～2020年10月12日）			
	買付		売付	
	□数	金額	□数	金額
国内		千円		千円
イーストスプリング・アジア・オセアニア 好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	240,642,664	100,000	570,224,476	280,000

(注) 金額は受渡代金。

(注) 単位未満は切捨て。

○親投資信託受益証券の設定、解約状況

決算期	第8期（2019年10月11日～2020年10月12日）			
	設定		解約	
	□数	金額	□数	金額
	千口	千円	千口	千円
日本マネー・マザーファンド	196	200	982	1,000

(注) 単位未満は切捨て。

◎利害関係人との取引状況等（2019年10月11日～2020年10月12日）

該当事項はございません。

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人です。

◎組入資産の明細

○ファンド・オブ・ファンズが組入れた邦貨建ファンドの明細

銘柄	期首（前期末）	当期末（2020年10月12日現在）		
	□数	□数	評価額	比率
	□	□	千円	%
イーストスプリング・アジア・オセアニア 好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	5,695,280,858	5,365,699,046	2,542,268	98.3
合計	5,695,280,858	5,365,699,046	2,542,268	

(注) 比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

(注) □数・評価額の単位未満は切捨て。

○親投資信託残高

銘柄	期首（前期末）	当期末（2020年10月12日現在）	
	□数	□数	評価額
	千口	千口	千円
日本マネー・マザーファンド	5,298	4,512	4,589

(注) □数・評価額の単位未満は切捨て。

◎投資信託財産の構成

項目	当期末（2020年10月12日現在）	
	評価額	比率
投資信託受益証券	千円 2,542,268	% 97.0
日本マネー・マザーファンド	4,589	0.2
コール・ローン等、その他	72,898	2.8
投資信託財産総額	2,619,755	100.0

(注) 評価額の単位未満は切捨て。

◎資産、負債、元本および基準価額の状況

(2020年10月12日現在)

項目	当期末 金額 (円)
(A) 資産	2,619,755,740
コール・ローン等	72,897,660
投資信託受益証券(評価額)	2,542,268,207
日本マネー・マザーファンド(評価額)	4,589,873
(B) 負債	32,926,358
未払解約金	18,280,553
未払信託報酬	14,507,344
未払利息	31
その他未払費用	138,430
(C) 純資産総額(A - B)	2,586,829,382
元本	2,136,834,163
次期繰越損益金	449,995,219
(D) 受益権総口数	2,136,834,163口
1万口当たり基準価額(C / D)	12,106円

(注) 計算期間末における1口当たりの純資産額は、1.2106円です。

(注) 当ファンドの期首元本額は2,325,950,340円、期中追加設定元本額は401,377,163円、期中一部解約元本額は590,493,340円です。

用語解説

◎資産、負債、元本及び基準価額の状況は、期末における資産、負債、元本及び基準価額の計算過程を表しています。主な項目の説明は次の通りです。

項目	説明
資産	ファンドが保有する財産の合計です。
コール・ローン等	金融機関向けの安全性の高い短期貸付運用などの残高です。
各種有価証券等(評価額)	組入れた株式・債券・ファンドなどの評価金額です。
未収入金	入金が予定されている有価証券の売却代金などです。
未収配当金	入金が予定されている株式の配当金などです。
未収利息	入金が予定されているコール・ローン等の利息や債券の利息の合計です。
負債	支払いが予定されている金額の合計です。
未払収益分配金	期末時点で支払いが予定されている収益分配金です。
未払解約金	支払いが予定されている解約金です。
未払信託報酬	支払いが予定されている信託報酬の額です。
その他未払費用	支払いが予定されている監査費用、その他の費用です。
純資産総額(資産-負債)	ファンドが保有する財産の合計から支払いが予定されている金額の合計を差し引いたものです。
元本	ファンド全体の元本残高です。
次期繰越損益金	純資産総額と元本の差額（翌期に繰り越す損益金の合計額）です。
受益権総口数	受益者が保有する受益権口数の合計です。
1 (万) 口当たり基準価額	1 (万) 口当たりのファンドの時価です。

◎損益の状況

(2019年10月11日～2020年10月12日)

項目	当期 金額 (円)
(A) 配当等収益	62,444,883
受取配当金	62,431,244
受取利息	600
その他収益金	40,044
支払利息	△ 27,005
(B) 有価証券売買損益	103,049,325
売買益	138,778,514
売買損	△ 35,729,189
(C) 信託報酬等	△ 30,251,833
(D) 当期損益金(A + B + C)	135,242,375
(E) 前期繰越損益金	△ 138,240,304
(F) 追加信託差損益金	452,993,148
(配当等相当額)	(813,652,063)
(売買損益相当額)	(△ 360,658,915)
(G) 計(D + E + F)	449,995,219
(H) 収益分配金	0
次期繰越損益金(G + H)	449,995,219
追加信託差損益金	452,993,148
(配当等相当額)	(813,652,314)
(売買損益相当額)	(△ 360,659,166)
分配準備積立金	229,395,166
繰越損益金	△ 232,393,095

(注) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は、期末の評価換えによるものを含みます。

(注) 損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注) 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定した価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注) 収益分配金

	決算期	第6期
(a) 配当等収益(費用控除後)		51,061,867円
(b) 有価証券等損益額(費用控除後、繰越欠損金補填後)		0円
(c) 信託約款に規定する収益調整金		813,652,314円
(d) 信託約款に規定する分配準備積立金		178,333,299円
分配対象収益(a + b + c + d)		1,043,047,480円
分配対象収益(1万口当たり)		4,881円
分配金額		0円
分配金額(1万口当たり)		0円

用語解説

◎損益の状況は、期中にファンドがどのような収益や損失を計上したかを表しています。主な項目の説明は次の通りです。

項目	説明
配当等収益	ファンドが受取った配当金・利息等の合計です。
受取配当金	保有する株式等の配当金等です。
受取利息	債券、コール・ローン等の利息等です。
有価証券売買損益	有価証券の売買損益と期末の評価損益の合計額です。
売買益	売買益と期末評価益の合計です。
売買損	売買損と期末評価損の合計です。
信託報酬等	信託報酬のほか保管費用、監査費用、その他の費用と、それらに掛かる消費税等相当額です。
当期損益金	当期における収支合計です。
前期繰越損益金	前期分の分配準備積立金と繰越損益金の合計額から当期中の解約に対する持分を控除した金額です。
追加信託差損益金	受益者がファンドに払い込んだ金額と元本との差額です。
(配当等相当額)	配当等に相当する額です。
(売買損益相当額)	売買損益に相当する額です。
計	収益分配前の期中の収支の総合計です。
収益分配金	期中の分配可能額から受益者に支払われる分配金です。
次期繰越損益金	翌期に繰り越す損益金の合計です。
追加信託差損益金	翌期に繰り越す追加信託差損益金です。
(配当等相当額)	配当等に相当する額です。
(売買損益相当額)	売買損益に相当する額です。
分配準備積立金	翌期に繰り越す分配準備積立金の額です。
繰越損益金	翌期に繰り越す損益金の額です。

＜お知らせ＞

弊社「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」及び「同（1年決算型）」が主要投資対象とするファンドの運用会社であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社が金融庁から2020年4月3日付で行政処分を受け、当該行政処分の対象となりました同社の業務運営の影響により、弊社ファンド及び受益者様に不利益が生じていることが判明いたしました。弊社ファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、下記の対応を行わせていただきましたのでお知らせいたします。

弊社といたしましては、受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の業務運営の改善状況に関するモニタリングを行い、再発防止に努める所存でございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご参考として、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が作成した、後掲の「弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明」をご覧くださいようお願い申し上げます。

記

1. 弊社ファンドの仕組み

弊社「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」及び「同（1年決算型）」（以下、弊社ファンド）は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下、イーストスプリング）が運用する「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下、ES ファンド）を主要投資対象としています。このES ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、ES マザーファンド）を通じ、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資をしております。

今般の行政処分の対象となった業務運営を原因として発生したES マザーファンドの費用の増加により、当該ファンドを実質的な投資対象とする弊社ファンドの基準価額に間接的な影響が生じていました。

2. イーストスプリングの業務運営及びその影響

イーストスプリングの投信計理業務の外部委託の解約を契機として、グローバル・カストディ*から提案されたES マザーファンドのカストディ費用の値上げを受け入れ、2015年3月からカストディ費用に固定費が追加されてきました。実際にES マザーファンドから固定費を含むカストディ費用の支払いが行われた2015年6月から、弊社ファンドの基準価額にも影響が生じていました。

*グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用とは、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

※証券取引等監視委員会の「イーストスプリングに対する検査結果に基づく勧告」及び金融庁の「イーストスプリングに対する行政処分」につきましては、以下のURLをご覧ください。以下は、以下のURLをご覧ください。

証券取引等監視委員会ホームページ

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2020/2020/20200327-1.htm

金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20200403.html>

3. 弊社ファンド及び受益者様に生じた不利益の解消について

弊社ファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、弊社及びイーストスプリングは以下の対応を行いました。なお、イーストスプリングはES ファンド及びES マザーファンドの基準価額の遡及訂正を行わないため、弊社ファンドの過去の基準価額への影響はありません。

(1) ES マザーファンドに対する固定費相当額の弁済

イーストスプリングは、2020年7月3日に、カストディ費用に追加された上記固定費相当額（2015年6月～2020年4月支払い分）をES マザーファンドに一括で弁済しました。

これにより、弊社ファンドの信託財産は原状回復し、弊社ファンドを保有いただいている受益者様に生じていた不利益は解消していると弊社は考えております。

なお、同日付の1万口当たり基準価額への影響額は、弊社「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」+1円、「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）」+6円です。

(2) 弊社ファンドを過去に解約された受益者様へのカスタディ費用の固定費相当額の返金

弊社及びイーストスプリングは、ES マザーファンドのカスタディ費用に追加された固定費が弊社ファンドを解約された受益者様の解約価額（解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）に与えた影響額について、受託銀行の協力のもと、計算を行いました。

上記計算の結果、以下の「解約お申込受付日」で解約された受益者様に対して、カスタディ費用の固定費相当額（受益権1万口当たり1円～3円）を、販売会社様を通じて返金させていただいております。

○アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）の1万口当たり返金額

解約お申込受付日	基準価額適用日	1万口当たり返金額
2019年9月12日～2020年7月1日	2019年9月13日～2020年7月2日	1円

○アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）の1万口当たり返金額

解約お申込受付日	基準価額適用日	1万口当たり返金額
2016年11月2日～2018年8月7日	2016年11月4日～2018年8月8日	1円
2018年8月8日～2019年11月5日	2018年8月9日～2019年11月6日	2円
2019年11月6日～2020年7月1日	2019年11月7日～2020年7月2日	3円

(3) 弊社ファンドを過去に購入された受益者様への影響

ES マザーファンドの固定費の追加によるカスタディ費用の値上げの影響を受けた基準価額で弊社ファンドを購入されたすべての受益者様につきましては、カスタディ費用の固定費相当額だけ低い基準価額で購入されたと考えられるため、購入された時点において、不利益は生じておりません。弊社ファンドを保有いただいている受益者様に生じていた不利益は、(1)に記載のとおり解消していると弊社は考えております。

4. 受益者様ご自身によるお手続き

本件に関する受益者様ご自身による特段のお手続きは不要です。

前記の「3. (2) 弊社ファンドを過去に解約された受益者様へのカスタディ費用の固定費相当額の返金」でご説明させていただきましたとおり、返金の対象となる受益者様には、準備が整い次第、順次販売会社様を通じてご連絡させていただいております。

また、前記「3. (3) 弊社ファンドを過去に購入された受益者様への影響」でご説明させていただきましたとおり、過去に購入された受益者様につきましては、購入された時点において、不利益は生じておりません。

また、過去の購入代金に追加でご資金をお支払いいただくことや、返金させていただくことなどもございません。

以上

お問い合わせ先：岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル：0120-048-214
(土日・祝日・年末年始を除く9：00～17：00)

<ご参考>

弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明

弊社は、2020年4月3日付で、金融庁より2ヵ月間の業務停止および業務改善命令という行政処分を受けました。行政処分の理由は、金融商品取引法第42条第1項への違反（投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況）というものです。弊社では、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

2ヵ月間の業務停止は終了いたしました。今般の行政処分の対象となりました弊社の業務運営につき深く反省し、受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、その経緯および弊社の対応等につきまして、以下ご説明申し上げます。

2020年9月末日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

記**1. 本件に関する経緯**

弊社は投信計理業務*¹についてA社に業務委託を行うとともに、A社のグループ会社であるB社に対して弊社が設定する投資信託のグローバル・カストディ業務*²を集約していました。

- * 1 投信計理業務：投資信託の基準価額の計算や会計処理等を行う業務です。弊社では投信計理業務の一部をA社に対して外部委託していました。
- * 2 グローバル・カストディ業務：グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用は、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

2014年、A社に対しての投信計理業務の外部委託を解約することを決定し、2014年末頃からA社に対して解約のための交渉を行っていましたが、その際の解約交渉の条件の一つとして、A社のグループ会社であるB社がグローバル・カストディとなっている業務に関し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、当マザーファンド）におけるカストディ費用の値上げの提示を受けました。カストディ費用の値上げは具体的には、従来の変動費（取引の内容、頻度によって変化するもの）のみの料率体系に、新たに固定費（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの）を賦課したものとなっていました。

このカストディ費用の値上げは、当マザーファンド及び当マザーファンドを組み入れて運用している投資信託における費用の増加という結果になりますが、弊社は当該値上げの妥当性について何ら検討することなく受け入れを了承し、当該固定費は2015年3月から、グローバル・カストディとの契約に導入されました。本来であれば弊社は投資信託の委託会社として、固定費導入という値上げを受け入れる場合には、その妥当性等を十分に検討すべきであるにもかかわらず、弊社は十分に検討しないまま、値上げに反対をせず受け入れを了承し、弊社が運用する投資信託に当マザーファンドを組み入れて運用を行いました。

これら一連の行為と結果は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、投資信託の委託会社としての忠実義務に違反するものであったと認識いたしております。

2. 本件における主な問題点と原因

弊社が認識している前記の経緯における主な問題点と原因は以下の通りです。

- ・当時の複数名の交渉当事者（退職済み）が、カストディ契約自体は受託銀行とグローバル・カストディが締結するものであり、弊社は契約主体ではなく直接的に関与しないという事実を利用し、本件交渉の全容及び当該値上げを、会議体等に報告しなかったこと。
- ・交渉当事者が、受益者利益優先の意識が希薄であったため、本件交渉に当たって受益者利益よりも会社利益を優先した意思決定を行ったこと。
- ・当時の社風として、社内での情報共有や議論が十分にされず少人数による意思決定が行われることが多かったため、形式論的な判断のまま進めることを可能としてしまったこと。
- ・当時の代表取締役社長兼CEOが、本件に係るA社グループとの包括的提携関係の経緯及び利益相反の構造等を十分に理解しないまま、交渉当事者による交渉について適切な指揮・監督、妥当性の検証を行わず、管理者責任を怠り、本件にかかる問題を検知できなかったこと。

3. マザーファンドへの影響

上記1. でご説明申し上げました経緯の結果として、2015年3月から、当マザーファンドのカストディ費用に、固定費が新たに賦課されましたが、金額としては、固定費として年額174,000米ドル*でした。

*固定費として年額174,000米ドル：約2,091万円、2015年3月末時点の為替レート1米ドル=120.17円として換算。実際には年額の固定費は、月割りで請求されるため、その時点の為替レートによって円貨額は変動します。以下、同じ。

なお、2015年3月末時点での当マザーファンドの純資産総額は約7,435億円であり、年間約2,091万円の固定費の追加は当マザーファンドの純資産額に対して、年間約0.0028%の費用増加となりました。

4. 関連する国内公募投資信託

当マザーファンドを直接、間接的な投資対象とする4本の国内公募投資信託（以下、関連ファンド）が本件に関連しています。

なお、グローバル・カストディとの契約は当マザーファンドにおいて行われるものであるため、カストディ費用に固定費が導入されたことについては、ファンド・オブ・ファンズ形式で弊社が設定する私募投資信託に投資を行う岡三アセットマネジメント株式会社では、知り得ない状況となっていました。

5. 本件に関する対応

弊社は、弊社の忠実義務違反の結果生じた負担増加につき深く反省をするとともに、次の対応を行っています。

(1)固定費が支払われた期間

カストディ費用に付加されていた固定費部分（年額174,000米ドル）は2015年3月分から2020年1月分まで課されていましたが、受託銀行、グローバル・カストディの協力のもと、現在は撤廃され2015年3月の値上げ前の状況に戻っています。これによって、固定費部分が課されていた時期は、グローバル・カストディとの契約上は2015年3月～2020年1月分の4年と11ヵ月間、実際に当マザーファンドでカストディ費用の固定費部分の支払いが行われた期間としましては、2015年6月から2020年4月までとなります。

(2)固定費相当額の当マザーファンドへの弁済

2015年6月～2020年4月の4年11ヵ月の間に当マザーファンドより支払われた固定費相当額855,500米ドル（96,331,763円）を2020年7月3日に弊社から当マザーファンドへ一括して弁済することにより、当マザーファンドの原状回復を行いました。この効果は、当マザーファンドに直接、間接的に投資する関連ファンドの資産評価にも反映され、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復が完了しております。

なお、2020年7月3日付の原状回復による関連ファンドの内、岡三アセットマネジメント株式会社（以下、岡三AM）が設定・運用する国内公募投資信託に対する1万口当たり基準価額への影響額は、以下の通りです。

【2020年7月3日時点で当マザーファンドに対する原状回復を行ったことによる基準価額への影響】

	2020年7月3日 基準価額（1万口当たり）	原状回復による影響額 （1万口当たり）
（岡三AM）アジア・オセアニア 好配当成長株オープン（毎月分配型）	1,586円	+1円
（岡三AM）アジア・オセアニア 好配当成長株オープン（1年決算型）	11,268円	+6円

(3) 過去に公表済みの基準価額の訂正

上記（2）でご説明の通り、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復は完了しておりますが、弊社および受託銀行による再検証を行った結果、過去に公表した基準価額への影響は軽微であるため、基準価額自体の訂正は行いません。したがって、約定取引の遡っての修正や、個別元本の変更等もございません。

(4) 過去に解約された該当受益者様へのカスタディ費用の固定費相当額のお支払い

前述の関連ファンドについて、2015年6月10日～2020年7月1日までの期間において、解約された受益者様におかれましては、過去のグローバル・カスタディ費用の値上げ（固定費の追加）の影響により、受け取られた解約価額に不利益が生じている可能性があります。そのため、弊社は、実際に当マザーファンドから固定費を含むカスタディ費用の支払いが行われた2015年6月以降に関連ファンドを解約された受益者様の解約価額（解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）への影響について、受託銀行等の協力の上、計算を行いました。

前述の通り、基準価額自体の訂正は行いませんが、弊社といたしましては、過去に関連ファンドを解約された受益者様の受け取られた解約価額に不利益が生じている場合については、その差額分を販売会社様を通じて該当する受益者様に返金させていただくこととしました。（上記期間のうち、具体的には以下の期間において、解約のお申込をいただいた受益者様が今回の返金の対象となります。）

（岡三AMが設定・運用する国内公募投資信託における該当解約お申込受付日）

	該当解約お申込受付日	基準価額適用日*
（岡三AM）アジア・オセアニア 好配当成長株オープン（毎月分配型）	2019年9月12日 ～2020年7月1日	2019年9月13日 ～2020年7月2日
（岡三AM）アジア・オセアニア 好配当成長株オープン（1年決算型）	2016年11月2日 ～2020年7月1日	2016年11月4日 ～2020年7月2日

※解約時には解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（解約価額）が適用されます。
※上記「該当解約お申込受付日」以外の期間において受益者様がお申し込みされた解約は、返金の対象になりませんので、御了承ください。

(5) 過去に購入された受益者様への影響

当マザーファンドでカスタディ費用の固定費部分の支払いが開始された時点以降に、関連ファンドを購入されたすべての受益者様におかれましては、購入時の基準価額は、当マザーファンドで固定費部分の支払いが行われた影響を受けたものとなっており、固定費相当分だけ低い基準価額で購入されたと考えられるため、購入価額における特段の不利益などは生じておらず、現在も保有いただいている受益者様に生じていた不利益も、

（2）に記載のとおり解消していると弊社では考えております。また、（3）に記載しましたように、基準価額自体の訂正は行わず購入価額への影響はございませんので、過去のご購入代金に追加でご資金をお支払いいただくことや、返金させていただくことなどもございません。

6. 弊社における業務運営の改善について

弊社は、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止を図ってまいります。再発防止を含めた業務改善計画の一部は以下の通りとなります。

(1)法令等遵守体制に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直し

① 経営陣主導による法令等遵守体制の見直し

取締役会の構成を見直し、2020年4月に社外取締役を任命しました。この他、法令等遵守体制の見直しについて、弊社が中長期で取り組むべき課題・提言が、2020年7月開催の取締役会に社外取締役より報告され、8月以降、継続的にグループ会社の関係者も含めて討議していくことになっております。「利益相反管理規程」の見直し及び改訂は2020年7月開催の取締役会にて審議され、承認されました。

② 社内特別研修の実施

従来研修に加えて、本件に基づくテーマを定め、2020年中に計4回（毎四半期）の特別研修を集中的に実施いたします。

社内における「忠実義務」の推進・徹底を目的として、特に投資運用業者として遵守すべき「忠実義務」及び「善管注意義務」に関する研修を2020年2月に、「投資運用業者における利益相反管理」に関する研修を2020年6月にそれぞれ実施しました。また、2020年10月2日にガバナンス強化と企業文化に関する研修を行い、さらに年内に残り1回の特別研修を予定し、全役職員の参加を義務付け、法令等遵守を重視した企業文化の醸成及び定着を目指してまいります。

③ 各種規程・業務マニュアル見直し

コンプライアンス・マニュアル、利益相反管理規程の見直し及び改訂は、2020年7月開催の取締役会において審議・承認され、当該改訂内容を役職員へ周知しました。さらに、研修における社内での周知徹底を今年下期中に実施予定です。

各部横断的な社内チームにより、弊社が策定し公表している「お客様本位の業務運営」を実行するための方針について本件を踏まえ見直しを実施し、新たに5つの方針として整理しました。また、「お客様本位の業務運営の取組状況」の自己評価も実施し、2020年6月30日に当社HPを通じて公表いたしました。

④ 法令等遵守を尊重する企業文化の醸成及び定着

毎週開催される朝会で、全役職員に対する「お客様利益の優先」を実現するためのコンプライアンスの重要性の働きかけを定期的かつ継続的に行っており、四半期ごとに開催する全社員集会等においても行っていきます。また、全役職員を対象として、倫理的行動に関する全員参加型ワークショップを実施いたします。

⑤ 経営陣主導による改善計画の完遂に向けた取り組み

改善計画の策定及び遂行は、経営委員会が月次で行い、その進捗状況を取締役に報告しています。特に本改善計画の遂行に関しては、経営委員会が計画ごとに責任者及び担当チームを任命することにより、全社的に改善に取組む体制とします。本改善計画の実効性については定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。また、業務改善報告提出後、全役職員向けの本件に関する社内説明会を行いました。その後、毎週の全社員参加の朝会において、業務改善計画の実施状況について逐次報告を行っております。

(2)投資運用業に係る意思決定における社内プロセスの明確化及び具体的な再発防止策

① ファンド・ガバナンス委員会の設置

投資信託に係る意思決定の妥当性を、主に利益相反の観点から包括的に検証を行う組織として、「ファンド・ガバナンス委員会」を2020年7月の取締役会で承認し新設しました。受益者負担に影響を及ぼす重要な契約については、新規、変更、更新のいずれの場合も検証対象とします。

② ファンド運営における管理体制の強化

ファンドにおいて受益者が負担する「その他費用」について、基準額を超えるものは、投信計理業務を担当するオペレーション部長に加えて、リーガル&コンプライアンス部長の事前承認を必要とします。「その他費用」の管理状況についてはオペレーション部が、運用報告書等における開示状況についてはリーガル&コンプライアンス部が、それぞれ前述のファンド・ガバナンス委員会に対し該当期間中の状況について報告を行い、検証を受けます。

③ 利益相反管理の強化

利益相反管理規程の見直し・改訂、及び利益相反管理に関する特別研修に加え、利益相反に関するワークショップを開催し、各部署がそれぞれの業務において想定しうる潜在的な利益相反事例の特定を行い、その内容を反映する形で、2020年6月末に利益相反事例集の改訂を行いました。今後も原則として年1回開催し、利益相反事例集の見直しを行います。

④ 意思決定状況の検証

社内意思決定に関する遺漏の再発防止を徹底するため、各委員会における承認・審議・報告事項の点検を実施しました。それにあたっては、業務の流れを一覧表にし、投資運用業に係る重要な意思決定が現在の弊社の何等かの合議体（委員会もしくは協議会）でなされているかを検証し、現行の合議体のいずれかにてカバーされていることを確認しました。その点検結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され検証を受け、最終的には取締役会に報告されます。

⑤ 既存ファンドの自主点検

弊社が設定する全ての投資信託を対象として、直近から過去5年程度まで、カストディ費用を含むいわゆる「その他費用」の支払い状況及びその基となる契約や請求書の確認等の自主点検を実施し、本件及び本件に類似した利益相反や忠実義務違反に相当する事例がないことを確認しました。その結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され、検証を受けました。

(3)経営陣を含めた責任の所在の明確化

弊社および弊社の実質的な親会社であるブルーデンシャル・コーポレーション・アジア（PCA）は、本件に対する金融庁行政処分を非常に厳粛に受けとめております。本件に係る役職員の責任を明確化すべく、社内規則に従い処分を実施いたしました。

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

以 上

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	追加型投信／海外／株式	
信託期間	無期限（2005年10月28日設定）	
運用方針	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。	
主要投資対象	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	日本を除くアジア・オセアニア地域の株式を主要投資対象とします。
組入制限	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・株式への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
分配方針	毎決算時（毎月6日。休業日の場合は翌営業日。）に、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配の対象とし、分配金額は基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。	

運用報告書（全体版）

イーストスプリング・ アジア・オセアニア 好配当株式ファンド （適格機関投資家専用）

第30作成期

第174期（決算日 2020年5月7日）
 第175期（決算日 2020年6月8日）
 第176期（決算日 2020年7月6日）
 第177期（決算日 2020年8月6日）
 第178期（決算日 2020年9月7日）
 第179期（決算日 2020年10月6日）

受益者のみなさまへ

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
 さて、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」は、上記の決算を行いましたので、ここに当作成期中の運用状況をご報告申し上げます。
 今後とも一層のご愛顧を賜われますよう、お願い申し上げます。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

【お問い合わせ先】

電話番号：03-5224-3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.eastspring.co.jp/>

〒100-6905

東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング

最近5作成期の運用実績

決算期		基準価額 (分配落)	税 達 期		株 式 組 入 比 率	投資信託証券 組 入 比 率	純 資 産 総 額
			分 配 金	中 率			
		円	円	%	%	%	百万円
第26 作成期	150期(2018年5月7日)	5,326	14	1.0	95.5	1.7	366,719
	151期(2018年6月6日)	5,456	33	3.1	94.9	1.0	372,632
	152期(2018年7月6日)	4,990	31	△ 8.0	95.8	1.2	334,221
	153期(2018年8月6日)	5,063	33	2.1	95.6	1.2	333,287
	154期(2018年9月6日)	5,010	17	△ 0.7	96.1	1.1	320,949
	155期(2018年10月9日)	4,921	9	△ 1.6	95.6	1.5	307,756
第27 作成期	156期(2018年11月6日)	4,864	0	△ 1.2	95.0	1.5	301,025
	157期(2018年12月6日)	4,884	12	0.7	96.2	1.3	291,377
	158期(2019年1月7日)	4,459	4	△ 8.6	96.4	1.3	262,016
	159期(2019年2月6日)	4,937	9	10.9	96.1	1.7	284,015
	160期(2019年3月6日)	5,100	10	3.5	95.8	1.8	287,475
	161期(2019年4月8日)	5,225	5	2.5	95.7	1.9	282,249
第28 作成期	162期(2019年5月7日)	5,057	10	△ 3.0	95.0	2.5	265,470
	163期(2019年6月6日)	4,695	31	△ 6.5	95.1	2.2	241,415
	164期(2019年7月8日)	4,933	40	5.9	95.3	1.9	249,669
	165期(2019年8月6日)	4,450	20	△ 9.4	95.7	2.2	220,411
	166期(2019年9月6日)	4,564	17	2.9	95.0	2.1	222,170
	167期(2019年10月7日)	4,520	12	△ 0.7	93.6	2.3	215,081
第29 作成期	168期(2019年11月6日)	4,933	3	9.2	95.3	2.3	229,524
	169期(2019年12月6日)	4,746	8	△ 3.6	94.4	2.6	214,828
	170期(2020年1月6日)	5,060	4	6.7	94.7	2.5	224,085
	171期(2020年2月6日)	4,936	2	△ 2.4	95.2	2.4	211,324
	172期(2020年3月6日)	4,630	14	△ 5.9	95.4	2.1	195,178
	173期(2020年4月6日)	3,899	5	△ 15.7	92.9	2.1	161,409
第30 作成期	174期(2020年5月7日)	4,091	2	5.0	94.4	2.6	166,334
	175期(2020年6月8日)	4,522	26	11.2	92.3	3.7	181,659
	176期(2020年7月6日)	4,466	30	△ 0.6	91.6	4.3	177,418
	177期(2020年8月6日)	4,573	10	2.6	93.2	3.8	178,606
	178期(2020年9月7日)	4,593	11	0.7	93.2	3.6	176,396
	179期(2020年10月6日)	4,613	6	0.6	93.6	3.6	174,032

(注1) 基準価額の騰落率は分配金込みです。

(注2) 純資産総額の単位未満は切捨てです。

(注3) 株式組入比率には、新株予約権証券を含みます。

(注4) 当ファンドはマザーファンドを組み入れますので、株式組入比率、投資信託証券組入比率は実質比率を記載しております。

(注5) 当ファンドは公表されている適切な指数が存在しないためベンチマークおよび参考指数を設けておりません。

当作成期中の基準価額等の推移

決算期	年 月 日	基 準 価 額	騰 落 率		株 式 組 入 比 率	投 資 信 託 証 券 組 入 比 率
第174期	(期 首) 2020年4月6日	円 3,899	% —	% 92.9	% 2.1	
	4月末	4,190	7.5	94.8	2.7	
	(期 末) 2020年5月7日	4,093	5.0	94.4	2.6	
第175期	(期 首) 2020年5月7日	4,091	—	94.4	2.6	
	5月末	4,135	1.1	92.5	2.9	
	(期 末) 2020年6月8日	4,548	11.2	92.3	3.7	
第176期	(期 首) 2020年6月8日	4,522	—	92.3	3.7	
	6月末	4,298	△ 5.0	92.9	4.3	
	(期 末) 2020年7月6日	4,496	△ 0.6	91.6	4.3	
第177期	(期 首) 2020年7月6日	4,466	—	91.6	4.3	
	7月末	4,499	0.7	91.5	3.9	
	(期 末) 2020年8月6日	4,583	2.6	93.2	3.8	
第178期	(期 首) 2020年8月6日	4,573	—	93.2	3.8	
	8月末	4,659	1.9	93.2	3.5	
	(期 末) 2020年9月7日	4,604	0.7	93.2	3.6	
第179期	(期 首) 2020年9月7日	4,593	—	93.2	3.6	
	9月末	4,526	△ 1.5	93.1	3.6	
	(期 末) 2020年10月6日	4,619	0.6	93.6	3.6	

(注1) 期末基準価額は分配金込み、騰落率は期首比です。

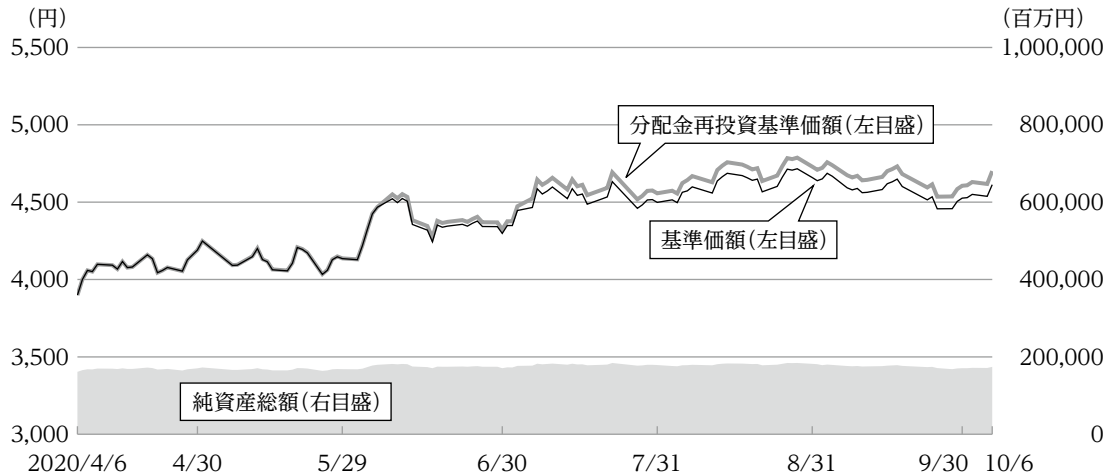
(注2) 株式組入比率には、新株予約権証券を含みます。

(注3) 当ファンドはマザーファンドを組み入れますので、株式組入比率、投資信託証券組入比率は実質比率を記載しております。

運用経過

基準価額等の推移について

（2020年4月7日～2020年10月6日）



第174期首	3,899円
第179期末	4,613円（既払分配金85円）
騰落率	20.6%（分配金再投資ベース）

(注1) 分配金再投資基準価額は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注2) 分配金を再投資するかどうかについては、お客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。したがって、お客様1人ひとりの損益の状況を示すものではありません。

(注3) 分配金再投資基準価額は、作成期首の値が基準価額と同一になるように指数化しております。

基準価額の主な変動要因

当作成期の基準価額は上昇しました。

上昇要因

・保有銘柄の株価が上昇したこと。

投資環境について

アジア・オセアニア地域の株式市場

当作成期間のアジア・オセアニア地域の株式市場は、新型コロナウイルス感染拡大による影響に対応するため先進国中央銀行が実施した前例のない規模の流動性供給が好感され大きく上昇しました。作成期初から世界各国で新型コロナウイルスの感染者数の伸びに鈍化がみられたことで、感染拡大がピークを迎えるとの期待を背景に株価は反発しました。また各国の大規模な財政支援策や流動性供給策の発表に加え、中国を中心に経済活動の回復を示す統計が確認されたことなども投資家

心理にプラスに働きました。株価は今後も低金利環境が続くとの期待に支えられ、企業業績や経済統計において期待される回復シナリオを織り込んで上昇基調で推移し作成期末を迎えました。

為替市場

経済活動や企業業績の回復期待から市場参加者の心理が改善したことで、アジア・オセアニア地域の通貨は買い戻され、円に対して上昇しました。

ポートフォリオについて

当ファンド

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行いました。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目

指した運用を行いました。当作成期の投資行動では、バリュエーションが魅力的な水準にあり値上がりが期待できる銘柄の中から、配当利回りが相対的に高い銘柄や今後の増配が期待できる銘柄などに注目し、市場を上回る平均配当利回りの水準を維持しました。

組入比率については、国・地域別では、オーストラリアなどを引き上げる一方、台湾などを引き下げました。セクター別では、一般消費財・サービスなどを引き上げる一方、金融などを引き下げました。

ベンチマークとの差異について

当ファンドの運用の基本方針に適合した、公表されている指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数を設けておりません。

分配金について

分配金額は、基準価額水準・市況動向等を勘案して、以下の通りとさせていただきます。なお、留保益の運用につきましては、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

分配原資の内訳（1万口当たり、税引前）

項目	第174期	第175期	第176期	第177期	第178期	第179期
	2020年4月7日 ～2020年5月7日	2020年5月8日 ～2020年6月8日	2020年6月9日 ～2020年7月6日	2020年7月7日 ～2020年8月6日	2020年8月7日 ～2020年9月7日	2020年9月8日 ～2020年10月6日
当期分配金 (円)	2	26	30	10	11	6
(対基準価額比率) (%)	0.049	0.572	0.667	0.218	0.239	0.130
当期の収益 (円)	2	26	29	10	11	6
当期の収益以外 (円)	—	—	0	—	—	—
翌期繰越分配対象額 (円)	1,180	1,180	1,179	1,179	1,179	1,179

(注1) 「当期の収益」と「当期の収益以外」は円未満は切捨てて表示しているため、合計が「当期分配金」と一致しない場合があります。

(注2) 当期分配金の「対基準価額比率」は当期分配金（税引前）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なります。

(注3) —印は該当がないことを示しています。

今後の運用方針について

当ファンド

引き続きイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を高位に組み入れることにより、信託財産の成長を図ることを目指します。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

当ファンドは分散投資によりリスクの低減を図りながら、先進国と比較して相対的に高い経済成長が期待される日本を除くアジア・オセアニア地域の株式へ投資を行います。今後も、個別銘柄のキャッシュフローと配当の持続可能性に注目したりサーチに基づき、安

定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行う予定です。アジア・オセアニア地域の株式は米国や欧州などの主要株式市場との比較だけでなく、過去との比較においても割安な水準にあると思われます。株式市場がマクロ経済などのニュースに敏感に反応するような局面では、株価の短期的な変動にも耐える投資期間を設定し、ファンダメンタルズとバリュエーションを十分に見極めるという投資の基本に立ち返ることが重要と考えます。企業のファンダメンタルズと関係なく株価が変動する局面では、財務体質の強い銘柄への投資機会をうかがってまいります。

1 万口当たりの費用明細

（2020年4月7日～2020年10月6日）

項目	第174期～第179期		項目の概要
	金額	比率	
(a) 信託報酬	13円	0.303%	(a) 信託報酬＝作成期間の平均基準価額×信託報酬率 作成期間の平均基準価額は、4,384円です。
（投信会社）	(12)	(0.276)	委託した資金の運用の対価
（販売会社）	(0)	(0.005)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価
（受託会社）	(1)	(0.022)	運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価
(b) 売買委託手数料	4	0.095	(b) 売買委託手数料＝作成期間の売買委託手数料÷作成期間の平均 受益権口数
（株式）	(4)	(0.090)	売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う 手数料
（投資信託証券）	(0)	(0.005)	
(c) 有価証券取引税	3	0.077	(c) 有価証券取引税＝作成期間の有価証券取引税÷作成期間の平均 受益権口数
（株式）	(3)	(0.076)	有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する 税金
（投資信託証券）	(0)	(0.001)	
(d) その他費用	3	0.076	(d) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数
（保管費用）	(1)	(0.027)	保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管 および資金の送金・資産の移転等に要する費用
（監査費用）	(0)	(0.001)	監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
（その他1）	(2)	(0.048)	キャピタルゲイン税等
合計	23	0.551	

(注1) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注2) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注3) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

(注4) 売買委託手数料、有価証券取引税およびその他費用は、当ファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

売買及び取引の状況

（2020年4月7日から2020年10月6日まで）

親投資信託受益証券の設定、解約状況

決 算 期	第 174 期 ～ 第 179 期			
	設 定		解 約	
	口 数	金 額	口 数	金 額
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	千口 —	千円 —	千口 9,273,031	千円 19,890,856

（注）単位未満は切捨てです。

株式売買金額の平均組入株式時価総額に対する割合（2020年4月7日から2020年10月6日まで）

項 目	第174期～第179期
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド
(a) 作成期中の株式売買金額	140,315,652千円
(b) 作成期中の平均組入株式時価総額	164,676,817千円
(c) 売 買 高 比 率(a)／(b)	0.85

（注1）(b)は各月末現在の組入株式時価総額の平均です。

（注2）単位未満は切捨てです。

利害関係人との取引状況等

（2020年4月7日から2020年10月6日まで）

当作成期中における利害関係人との取引はありません。

（注）利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人です。

組入資産の明細

（2020年10月6日現在）

親投資信託残高

種 類	前作成期末 (第173期末)	当作成期末（第179期末）	
	口 数	口 数	評 価 額
イーストスプリング・アジア・オセアニア 好配当株式マザーファンド	千口 85,209,544	千口 75,936,513	千円 173,552,901

（注1）単位未満は切捨てです。

（注2）マザーファンドの2020年10月6日現在の受益権総口数は、77,559,837千口です。

投資信託財産の構成

（2020年10月6日現在）

項 目	当作成期末（第179期末）	
	評 価 額	比 率
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	173,552,901	99.5
コ ー ル ・ ロ ー ン 等 、 そ の 他	790,850	0.5
投 資 信 託 財 産 総 額	174,343,751	100.0

（注1）評価額の単位未満は切捨てです。

（注2）イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドにおいて、作成期末における外貨建純資産（175,543,404千円）の投資信託財産総額（178,450,823千円）に対する比率は98.4%です。

（注3）外貨建資産は、作成期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、2020年10月6日における邦貨換算レートは、1米ドル=105.66円、1オーストラリアドル=75.95円、1香港ドル=13.63円、1シンガポールドル=77.73円、100インドネシアルピア=0.72円、100韓国ウォン=9.13円、1新台幣ドル=3.66円、1インドルピー=1.45円、1中国人民元（オフショア）=15.73円です。

資産、負債、元本及び基準価額の状況

（2020年5月7日）（2020年6月8日）（2020年7月6日）（2020年8月6日）（2020年9月7日）（2020年10月6日）現在

項 目	第174期末	第175期末	第176期末	第177期末	第178期末	第179期末
(A) 資 産	166,502,580,536円	182,794,627,041円	178,692,324,319円	179,090,241,658円	176,916,214,667円	174,343,751,852円
コ ー ル ・ ロ ー ン 等	828,979,532	829,275,578	862,482,452	878,623,006	890,876,582	790,850,749
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド(評価額)	165,673,601,004	181,965,351,463	177,829,841,867	178,211,618,652	176,025,338,085	173,552,901,103
(B) 負 債	168,514,730	1,134,752,768	1,273,837,590	484,058,020	519,517,509	311,271,392
未 払 収 益 分 配 金	81,320,307	1,044,567,095	1,191,798,511	390,598,021	422,473,588	226,334,955
未 払 信 託 報 酬	86,983,301	89,759,126	81,423,939	92,636,120	96,004,582	83,702,119
未 払 利 息	2,430	2,431	2,528	2,575	2,611	2,318
そ の 他 未 払 費 用	208,692	424,116	612,612	821,304	1,036,728	1,232,000
(C) 純 資 産 総 額 (A-B)	166,334,065,806	181,659,874,273	177,418,486,729	178,606,183,638	176,396,697,158	174,032,480,460
元 本	406,601,536,305	401,756,575,065	397,266,170,334	390,598,021,857	384,066,898,557	377,224,925,799
次 期 繰 越 損 益 金	△240,267,470,499	△220,096,700,792	△219,847,683,605	△211,991,838,219	△207,670,201,399	△203,192,445,339
(D) 受 益 権 総 口 数	406,601,536,305口	401,756,575,065口	397,266,170,334口	390,598,021,857口	384,066,898,557口	377,224,925,799口
1万口当たり基準価額(C/D)	4.091円	4.522円	4.466円	4.573円	4.593円	4.613円

（注1）元本の状況

当ファンドの第174期首元本額は413,958,083,631円、第174～179期中追加設定元本額は115,767,539円、第174～179期中一部解約元本額は36,848,925,371円です。

（注2）1口当たり純資産額は、第174期0.4091円、第175期0.4522円、第176期0.4466円、第177期0.4573円、第178期0.4593円、第179期0.4613円です。

（注3）上記表中の次期繰越損益金がマイナス表示の場合は、当該金額が投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額（元本の欠損）となります。

損益の状況

第174期 (自2020年4月7日至2020年5月7日)、第175期 (自2020年5月8日至2020年6月8日)
 第176期 (自2020年6月9日至2020年7月6日)、第177期 (自2020年7月7日至2020年8月6日)
 第178期 (自2020年8月7日至2020年9月7日)、第179期 (自2020年9月8日至2020年10月6日)

項 目	第 174 期	第 175 期	第 176 期	第 177 期	第 178 期	第 179 期
(A) 配 当 等 収 益	△ 73,082円	△ 77,238円	△ 75,555円	△ 79,460円	△ 81,293円	△ 72,559円
支 払 利 息	△ 73,082	△ 77,238	△ 75,555	△ 79,460	△ 81,293	△ 72,559
(B) 有 価 証 券 売 買 損 益	7,961,584,778	18,442,642,525	△ 935,085,678	4,649,123,180	1,295,910,755	1,088,423,473
売 買 益	8,093,448,020	18,460,428,075	81,935,365	4,671,220,293	1,339,289,519	1,177,425,624
売 買 損	△ 131,863,242	△ 17,785,550	△ 1,017,021,043	△ 22,097,113	△ 43,378,764	△ 89,002,151
(C) 信 託 報 酬 等	△ 87,191,993	△ 89,974,550	△ 81,612,435	△ 92,844,812	△ 96,220,006	△ 83,897,391
(D) 当 期 損 益 金 (A+B+C)	7,874,319,703	18,352,590,737	1,016,773,668	4,556,198,908	1,199,609,456	1,004,453,523
(E) 前 期 繰 越 損 益 金	△ 34,458,375,421	△ 26,347,662,603	△ 8,936,032,585	△ 10,944,144,213	△ 6,665,206,164	△ 5,783,174,527
(F) 追 加 信 託 差 損 益 金	△213,602,094.474	△211,057,061.831	△208,703,078.841	△205,213,294.893	△201,782,131.103	△198,187,389.380
(配 当 等 相 当 額)	(-)	(-)	(13,508,851)	(-)	(-)	(-)
(売 買 損 益 相 当 額)	(△213,602,094.474)	(△211,057,061.831)	(△208,716,587.692)	(△205,213,294.893)	(△201,782,131.103)	(△198,187,389.380)
(G) 計 (D+E+F)	△240,186,150,192	△219,052,133,697	△218,655,885,094	△211,601,240,198	△207,247,727,811	△202,966,110,384
(H) 収 益 分 配 金	△ 81,320,307	△ 1,044,567,095	△ 1,191,798,511	△ 390,598,021	△ 422,473,588	△ 226,334,955
次 期 繰 越 損 益 金 (G+H)	△240,267,470,499	△220,096,700,792	△219,847,683,605	△211,991,838,219	△207,670,201,399	△203,192,445,339
追 加 信 託 差 損 益 金	△213,602,094,474	△211,057,061,831	△208,716,700,724	△205,213,294,893	△201,782,131,103	△198,187,389,380
(売 買 損 益 相 当 額)	(△213,602,094,474)	(△211,057,061,831)	(△208,716,700,724)	(△205,213,294,893)	(△201,782,131,103)	(△198,187,389,380)
分 配 準 備 積 立 金	47,985,490,348	47,423,239,829	46,855,001,238	46,070,230,940	45,305,928,272	44,499,221,968
繰 越 損 益 金	△ 74,650,866,373	△ 56,462,878,790	△ 57,985,984,119	△ 52,848,774,266	△ 51,193,998,568	△ 49,504,277,927

(注1) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は各期末の評価換えによるものを含みます。

(注2) 損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注3) 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分をいいます。

(注4) マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額を委託者報酬の中から支弁しています。

(注5) 分配金の計算過程

第174期 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (89,130,416円)、費用控除後の有価証券売買等損益 (0円)、および分配準備積立金 (47,977,680,239円) より、分配対象収益は48,066,810,655円 (10,000口当たり1,182円) であり、うち81,320,307円 (10,000口当たり2円) を分配金額としております。

第175期 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,054,055,536円)、費用控除後の有価証券売買等損益 (0円)、および分配準備積立金 (47,413,751,388円) より、分配対象収益は48,467,806,924円 (10,000口当たり1,206円) であり、うち1,044,567,095円 (10,000口当たり26円) を分配金額としております。

第176期 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,153,471,912円)、費用控除後の有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定する収益調整金 (13,621,883円) および分配準備積立金 (46,879,705,954円) より、分配対象収益は48,046,799,749円 (10,000口当たり1,209円) であり、うち1,191,798,511円 (10,000口当たり30円) を分配金額としております。

第177期 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (392,310,472円)、費用控除後の有価証券売買等損益 (0円)、および分配準備積立金 (46,068,518,489円) より、分配対象収益は46,460,828,961円 (10,000口当たり1,189円) であり、うち390,598,021円 (10,000口当たり10円) を分配金額としております。

第178期 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (428,464,619円)、費用控除後の有価証券売買等損益 (0円)、および分配準備積立金 (45,299,937,241円) より、分配対象収益は45,728,401,860円 (10,000口当たり1,190円) であり、うち422,473,588円 (10,000口当たり11円) を分配金額としております。

第179期 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (226,752,206円)、費用控除後の有価証券売買等損益 (0円)、および分配準備積立金 (44,498,804,717円) より、分配対象収益は44,725,556,923円 (10,000口当たり1,185円) であり、うち226,334,955円 (10,000口当たり6円) を分配金額としております。

分配金のお知らせ

決算期	第174期	第175期	第176期	第177期	第178期	第179期
1万口当たり分配金（税引前）	2円	26円	30円	10円	11円	6円

- ◇分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。分配落ち後の基準価額が個別元本と同額または上回る場合は全額普通分配金となり、分配落ち後の基準価額が個別元本を下回る場合は、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、残りの部分が普通分配金となります。
- ◇税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合もあります。

お知らせ

当ファンドについて受益者のみなさまに重要なお知らせがあります。次ページから始まるお知らせをご覧ください。

お知らせ

弊社は、2020年4月3日付にて金融庁より行政処分を受けました。受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

今般の行政処分の対象となりました弊社の業務運営を原因として、当ファンドに不利益を生じさせた状態となっております。深く反省をするとともに、当ファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、下記の対応を行わせていただきましたのでお知らせいたします。

なお弊社行政処分の経緯および弊社の対応等の詳細につきましては、後掲の「弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明」をご覧くださいませようお願い申し上げます。

記

1. ファンドの仕組み

弊社「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下、「当ファンド」といいます。）は、ファミリーファンド方式*を採用し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、「当マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に投資します。

当ファンドおよび当マザーファンドを主要投資対象とするその他のファンド（以下、まとめて「ベビーファンド」といいます。）の基準価額は、当マザーファンドの基準価額をベースに計算されます。したがって、当マザーファンドにおいて発生する損益は、当マザーファンドの基準価額を通じて、ベビーファンドの基準価額に反映されます。

*ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

2. マザーファンドにおける費用負担とその影響

弊社の投信計理業務の外部委託の解約を契機として、2015年3月から、当マザーファンドにおいて、グローバル・カストディ*との契約に基づくカストディ費用に固定費が追加されておりました。実際に当マザーファンドからカストディ費用に固定費を含む支払いが行われた2015年6月以降、当マザーファンドへの投資を行うベビーファンドの基準価額にも影響が生じておりました。

*グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用とは、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

3. ベビーファンド及び受益者様に生じた不利益の解消について

ベビーファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、弊社は以下の対応を行いました。なお、ベビーファンド及び当マザーファンドの過去公表済みの基準価額の遡及訂正は行いません。

(1) マザーファンドに対する固定費相当額の弁済

弊社は、2020年7月3日に、カストディ費用に追加された上記固定費相当額（2015年6月～2020年4月支払い分）を一括で当マザーファンドに弁済しました。

これにより、ベビーファンドの信託財産は原状回復し、ベビーファンドを保有いただいている受益者様に生じていた不利益は解消していると弊社は考えております。

以 上

お問い合わせ先：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話：0120-981-083（お問い合わせ窓口）
（営業日の午前9時から午後5時半まで）

弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明

弊社は、2020年4月3日付で、金融庁より2ヵ月間の業務停止および業務改善命令という行政処分を受けました。行政処分の理由は、金融商品取引法第42条第1項への違反（投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況）というものです。弊社では、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

2ヵ月間の業務停止は終了いたしました。今般の行政処分の対象となりました弊社の業務運営につき深く反省し、受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、その経緯および弊社の対応等につきまして、以下ご説明申し上げます。

2020年9月末日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

記

1. 本件に関する経緯

弊社は投信計理業務*1についてA社に業務委託を行うとともに、A社のグループ会社であるB社に対して弊社が設定する投資信託のグローバル・カストディ業務*2を集約していました。

- *1 投信計理業務：投資信託の基準価額の計算や会計処理等を行う業務です。弊社では投信計理業務の一部をA社に対して外部委託していました。
- *2 グローバル・カストディ業務：グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用は、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

2014年、A社に対しての投信計理業務の外部委託を解約することを決定し、2014年末頃からA社に対して解約のための交渉を行っていましたが、その際の解約交渉の条件の一つとして、A社のグループ会社であるB社がグローバル・カストディとなっている業務に関し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、当マザーファンド）におけるカストディ費用の値上げの提示を受けました。カストディ費用の値上げは具体的には、従来の変動費（取引の内容、頻度によって変化するもの）のみの料率体系に、新たに固定費（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの）を賦課したものとなりました。

このカストディ費用の値上げは、当マザーファンド及び当マザーファンドを組み入れて運用している投資信託における費用の増加という結果になりますが、弊社は当該値上げの妥当性について何ら検討することなく受け入れを了承し、当該固定費は2015年3月から、グローバル・カストディとの契約に導入されました。本来であれば弊社は投資信託の委託会社として、固定費導入という値上げを受け入れる場合には、その妥当性等を十分に検討すべきであるにもかかわらず、弊社は十分に検討しないまま、値上げに反対をせず受け入れを了承し、弊社が運用する投資信託に当マザーファンドを組み入れて運用を行いました。

これら一連の行為と結果は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、投資信託の委託会社としての忠実義務に違反するものであったと認識いたしております。

2. 本件における主な問題点と原因

弊社が認識している前記の経緯における主な問題点と原因は以下の通りです。

- ・当時の複数名の交渉当事者（退職済み）が、カストディ契約自体は受託銀行とグローバル・カストディが締結するものであり、弊社は契約主体ではなく直接的に関与しないという事実を利用し、本件交渉の全容及び当該値上げを、会議体等に報告しなかったこと。
- ・交渉当事者が、受益者利益優先の意識が希薄であったため、本件交渉に当たって受益者利益よりも会社利益を優先した意思決定を行ったこと。
- ・当時の社風として、社内での情報共有や議論が十分にされず少数人数による意思決定が行われることが多かったため、形式論的な判断のまま進めることを可能としてしまったこと。
- ・当時の代表取締役社長兼CEOが、本件に係るA社グループとの包括的提携関係の経緯及び利益相反の構造等を十分に理解しないまま、交渉当事者による交渉について適切な指揮・監督、妥当性の検証を行わず、管理者責任を怠り、本件にかかる問題を検知できなかったこと。

3. マザーファンドへの影響

上記1. でご説明申し上げました経緯の結果として、2015年3月から、当マザーファンドのカストディ費用に、固定費が新たに賦課されましたが、金額としては、固定費として年額174,000米ドル*でした。

*固定費として年額174,000米ドル：約2,091万円、2015年3月末時点の為替レート1米ドル=120.17円として換算。実際には年額の固定費は、月割りで請求されるため、その時点の為替レートによって円貨額は変動します。以下、同じ。

なお、2015年3月末時点での当マザーファンドの純資産総額は約7,435億円であり、年間約2,091万円の固定費の追加は当マザーファンドの純資産額に対して、年間約0.0028%の費用増加となりました。

4. 関連する国内公募投資信託

当マザーファンドを投資対象とする「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下、「当ファンド」といいます。）を組み入れている投資信託を含めた4本の国内公募投資信託（以下、関連ファンド）が本件に関連しています。

5. 本件に関する対応

弊社は、弊社の忠実義務違反の結果生じた負担増加につき深く反省をするとともに、次の対応を行っています。

(1) 固定費が支払われた期間

カストディ費用に付加されていた固定費部分（年額174,000米ドル）は2015年3月分から2020年1月分まで課されていましたが、受託銀行、グローバル・カストディの協力のもと、現在は撤廃され2015年3月の値上げ前の状況に戻っています。これによって、固定費部分が課されていた時期は、グローバル・カストディとの契約上は2015年3月～2020年1月分の4年と11ヵ月間、実際に当マザーファンドでカストディ費用の固定費部分の支払いが行われた期間としましては、2015年6月から2020年4月までとなります。

(2) 固定費相当額の当マザーファンドへの弁済

2015年6月～2020年4月の4年11ヵ月の間に当マザーファンドより支払われた固定費相当額855,500米ドル（96,331,763円）を2020年7月3日に弊社から当マザーファンドへ一括して弁済することにより、当マザーファンドの原状回復を行いました。この効果は、当マザーファンドに直接、間接的に投資する関連ファンドの資産評価にも反映され、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復が完了しております。

(3)過去に公表済みの基準価額の訂正

上記（2）でご説明の通り、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復は完了しておりますが、弊社および受託銀行による再検証を行った結果、過去に公表した基準価額への影響は軽微であるため、基準価額自体の訂正は行いません。したがって、約定取引の遡っての修正や、個別元本の変更等もございません。

6. 弊社における業務運営の改善について

弊社は、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止を図ってまいります。再発防止を含めた業務改善計画の一部は以下の通りとなります。

(1)法令等遵守体制に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直し

① 経営陣主導による法令等遵守体制の見直し

取締役会の構成を見直し、2020年4月に社外取締役を任命しました。この他、法令等遵守体制の見直しについて、弊社が中長期で取り組むべき課題・提言が、2020年7月開催の取締役会に社外取締役より報告され、8月以降、継続的にグループ会社の関係者も含めて討議していくことになっております。「利益相反管理規程」の見直し及び改訂は2020年7月開催の取締役会にて審議され、承認されました。

② 社内特別研修の実施

従来の研修に加えて、本件に基づくテーマを定め、2020年中に計4回（毎四半期）の特別研修を集中的に実施いたします。

社内における「忠実義務」の推進・徹底を目的として、特に投資運用業者として遵守すべき「忠実義務」及び「善管注意義務」に関する研修を2020年2月に、「投資運用業者における利益相反管理」に関する研修を2020年6月にそれぞれ実施しました。また、2020年10月2日にガバナンス強化と企業文化に関する研修を行い、さらに年内に残り1回の特別研修を予定し、全役職員の参加を義務付け、法令等遵守を重視した企業文化の醸成及び定着を目指してまいります。

③ 各種規程・業務マニュアル見直し

コンプライアンス・マニュアル、利益相反管理規程の見直し及び改訂は、2020年7月開催の取締役会において審議・承認され、当該改訂内容を役職員へ周知しました。さらに、研修における社内での周知徹底を今年下期中に実施予定です。

各部横断的な社内チームにより、弊社が策定し公表している「お客様本位の業務運営」を実行するための方針について本件を踏まえ見直しを実施し、新たに5つの方針として整理しました。また、「お客様本位の業務運営の取組状況」の自己評価も実施し、2020年6月30日に当社HPを通じて公表いたしました。

④ 法令等遵守を尊重する企業文化の醸成及び定着

毎週開催される朝会で、全役職員に対する「お客様利益の優先」を実現するためのコンプライアンスの重要性の働きかけを定期的かつ継続的に行っており、四半期ごとに開催する全社員集會等においても行っていきます。また、全役職員を対象として、倫理的行動に関する全員参加型ワークショップを実施いたします。

⑤ 経営陣主導による改善計画の完遂に向けた取り組み

改善計画の策定及び遂行は、経営委員会が月次で行い、その進捗状況を取締役に報告しています。特に本改善計画の遂行に関しては、経営委員会が計画ごとに責任者及び担当チームを任命することにより、全社的に改善に取り組む体制とします。本改善計画の実効性については定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。また、業務改善報告提出後、全役職員向けの本件に関する社内説明会を行いました。その後、毎週の全社員参加の朝会において、業務改善計画の実施状況について逐次報告を行っております。

(2) 投資運用業に係る意思決定における社内プロセスの明確化及び具体的な再発防止策

① ファンド・ガバナンス委員会の設置

投資信託に係る意思決定の妥当性を、主に利益相反の観点から包括的に検証を行う組織として、「ファンド・ガバナンス委員会」を2020年7月の取締役会で承認し新設しました。受益者負担に影響を及ぼす重要な契約については、新規、変更、更新のいずれの場合も検証対象とします。

② ファンド運営における管理体制の強化

ファンドにおいて受益者が負担する「その他費用」について、基準額を超えるものは、投信計理業務を担当するオペレーション部長に加えて、リーガル&コンプライアンス部長の事前承認を必要とします。「その他費用」の管理状況についてはオペレーション部が、運用報告書等における開示状況についてはリーガル&コンプライアンス部が、それぞれ前述のファンド・ガバナンス委員会に対し該当期間中の状況について報告を行い、検証を受けます。

③ 利益相反管理の強化

利益相反管理規程の見直し・改訂、及び利益相反管理に関する特別研修に加え、利益相反に関するワークショップを開催し、各部署がそれぞれの業務において想定しうる潜在的な利益相反事例の特定を行い、その内容を反映する形で、2020年6月末に利益相反事例集の改訂を行いました。今後も原則として年1回開催し、利益相反事例集の見直しを行います。

④ 意思決定状況の検証

社内意思決定に関する遺漏の再発防止を徹底するため、各委員会における承認・審議・報告事項の点検を実施しました。それにあたっては、業務の流れを一覧表にし、投資運用業に係る重要な意思決定が現在の弊社の何等かの合議体（委員会もしくは協議会）でなされているかを検証し、現行の合議体のいずれかにカバーされていることを確認しました。その点検結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され検証を受け、最終的には取締役会に報告されます。

⑤ 既存ファンドの自主点検

弊社が設定する全ての投資信託を対象として、直近から過去5年程度まで、カスタディ費用を含むいわゆる「その他費用」の支払い状況及びその基となる契約や請求書の確認等の自主点検を実施し、本件及び本件に類似した利益相反や忠実義務違反に相当する事例がないことを確認しました。その結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され、検証を受けました。

(3)経営陣を含めた責任の所在の明確化

弊社および弊社の実質的な親会社であるプルデンシャル・コーポレーション・アジア（PCA）は、本件に対する金融庁行政処分を非常に厳粛に受けとめております。本件に係る役職員の責任を明確化すべく、社内規則に従い処分を実施いたしました。

英国プルデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるプルデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

以 上

イーストスプリング・ アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド 運用報告書

第15期（決算日：2020年10月6日）
（計算期間：2019年10月8日～2020年10月6日）

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の第15期の運用状況をご報告申し上げます。

当マザーファンドの仕組みは次の通りです。

運用方針	主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を除くアジア・オセアニア地域の株式を主要投資対象とします。
組入制限	<ul style="list-style-type: none">・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。・株式への投資割合には制限を設けません。・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

最近5期の運用実績

決算期	基準価額		株式組入比率	投資信託証券組入比率	純資産総額
		期中騰落率			
	円	%	%	%	百万円
11期(2016年10月6日)	18,911	△ 0.6	97.2	1.0	460,272
12期(2017年10月6日)	24,016	27.0	96.0	1.8	423,910
13期(2018年10月9日)	22,640	△ 5.7	95.9	1.5	311,667
14期(2019年10月7日)	21,671	△ 4.3	93.8	2.4	218,802
15期(2020年10月6日)	22,855	5.5	93.8	3.6	177,263

(注1) 純資産総額の単位未満は切捨てです。

(注2) 株式組入比率には、新株予約権証券を含みます。

(注3) 当ファンドは公表されている適切な指数が存在しないためベンチマークおよび参考指数を設けておりません。

当期中の基準価額等の推移

年月日	基準価額		株式組入比率	投資信託証券組入比率
		騰落率		
(期首) 2019年10月7日	円 21,671	% —	% 93.8	% 2.4
10月末	23,044	6.3	95.5	2.4
11月末	23,372	7.8	95.2	2.6
12月末	24,749	14.2	95.0	2.5
2020年1月末	23,334	7.7	93.3	2.5
2月末	23,005	6.2	94.2	2.2
3月末	18,741	△13.5	92.5	2.2
4月末	20,305	△ 6.3	95.2	2.7
5月末	20,058	△ 7.4	92.9	2.9
6月末	20,982	△ 3.2	93.3	4.3
7月末	22,129	2.1	91.9	3.9
8月末	22,985	6.1	93.6	3.5
9月末	22,390	3.3	93.5	3.6
(期末) 2020年10月6日	22,855	5.5	93.8	3.6

(注1) 騰落率は期首比です。

(注2) 株式組入比率には、新株予約権証券を含みます。

運用経過

基準価額の推移について

(2019年10月8日～2020年10月6日)



第15期首	21,671円
第15期末	22,855円
騰落率	5.5%

基準価額の主な変動要因

当期の基準価額は上昇しました。

上昇要因

- ・コロナ禍においても安定した需要が見込まれた情報技術、一般消費財・サービスセクターの組入銘柄の株価が上昇したこと。
- ・国・地域別では台湾や中国などが上昇したこと。

下落要因

- ・新型コロナウイルス感染拡大により経済活動の抑制が続く国・地域や、業績への懸念が残るセクターの組入銘柄の株価が下落したこと。

投資環境について

アジア・オセアニア地域の株式市場

当期のアジア・オセアニア地域の株式市場は、2020年に入り、新型コロナウイルス感染拡大に対する懸念から大きく下落したのちに、先進国中央銀行による前例のない規模の流動性供給が好感され大きく反発するなど、値動きの荒い展開となりました。

期初から2019年末までは、米中貿易交渉の進展や中国経済の減速懸念の後退などを背景に株式市場は上昇基調で推移しました。2020年に入ると、新型コロナウイルス感染拡大により経済活動の縮小が世界規模で見られました。このような環境下、サービス関連業種における雇用への影響が確認され、株式市場は景気後退入りを懸念して大きく値を下げました。その後は世界各国で新型コロナウイルスの感染者数の伸びに鈍化がみられたことで、感染拡大が

ピークを迎えるとの期待を背景に株価は反発しました。また各国の大規模な財政支援策や流動性供給策の発表に加え、中国を中心に経済活動の回復を示す統計が確認されたことなども投資家心理にプラスに働きました。株価は今後も低金利環境が続くとの期待に支えられ、企業業績や経済統計において期待される回復シナリオを織り込んで上昇基調で推移し期末を迎えました。

為替市場

新型コロナウイルス感染拡大後も半導体関連を中心に需要が堅調であったことから、その恩恵を受ける企業の株価上昇が目立った台湾や韓国において通貨は円に対して上昇しました。一方で、感染拡大が続くインドネシアやインドの通貨は円に対して下落しました。

ポートフォリオについて

主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指した運用を行いました。当期の投資行動では、バリュエーションが魅力的な水準にあり値上がりが期待できる銘柄の中から、配当利回りが相対的に高い銘柄や今後の増配が期待できる銘柄などに注目し、市場を上回る平均配当利回りの水準を維持しました。

組入比率については、国・地域別では、中国（香港上場）やオーストラリアなどを引き上げる一方、台湾やシンガポールなどを引き下げました。セクター別では、一般消費財・サービスなどを引き上げる一方、金融などを引き下げました。

ベンチマークとの差異について

当ファンドの運用の基本方針に適合した、公表されている指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数を設けておりません。

今後の運用方針について

当ファンドは分散投資によりリスクの低減を図りながら、先進国と比較して相対的に高い経済成長が期待される日本を除くアジア・オセアニア地域の株式へ投資を行います。今後も、個別銘柄のキャッシュフローと配当の持続可能性に注目したりサーチに基づき、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行う予定です。アジア・オセアニア地域の株式は米国や欧州などの主要株式市場との比較だけでなく、過去との比較におい

ても割安な水準にあると思われます。株式市場がマクロ経済などのニュースに敏感に反応するような局面では、株価の短期的な変動にも耐えうる投資期間を設定し、ファンダメンタルズとバリュエーションを十分に見極めるという投資の基本に立ち返ることが重要と考えます。企業のファンダメンタルズと関係なく株価が変動する局面では、財務体質の強い銘柄への投資機会をうかがってまいります。

1 万口当たりの費用明細

(2019年10月8日～2020年10月6日)

項目	当期		項目の概要
	金額	比率	
(a) 売買委託手数料	31円	0.141%	(a) 売買委託手数料=期中の売買委託手数料÷期中の平均受益権口数 期中の平均基準価額は、22,091円です。
(株式)	(30)	(0.134)	売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
(投資信託証券)	(2)	(0.008)	
(b) 有価証券取引税	29	0.131	(b) 有価証券取引税=期中の有価証券取引税÷期中の平均受益権口数
(株式)	(29)	(0.129)	有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金
(投資信託証券)	(0)	(0.002)	
(c) その他費用	23	0.105	(c) その他費用=期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
(保管費用)	(13)	(0.061)	保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
(その他1)	(10)	(0.045)	
合計	83	0.377	

(注1) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注2) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注3) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

売買及び取引の状況

(2019年10月8日から2020年10月6日まで)

(1) 株式

		買 付		売 付	
		株 数	金 額	株 数	金 額
外 国	ア メ リ カ	百株 3,226	千米ドル 53,924	百株 874,699	千米ドル 11,184
	オーストラリア	255,649 (1,305)	千オーストラリアドル 229,773 (3,054)	201,948	千オーストラリアドル 181,698
	香 港	1,703,193 (7,972)	千香港ドル 2,911,694 (3,050)	4,650,112 (-)	千香港ドル 4,656,938 (1)
	シンガポール	218,828	千シンガポールドル 49,566	579,916	千シンガポールドル 157,499
	インドネシア	895,172	千インドネシアルピア 500,627,030	709,161	千インドネシアルピア 324,393,080
	韓 国	13,750	千韓国ウォン 97,772,267	32,851	千韓国ウォン 165,071,285
	台 湾	14,800 (-)	千新台幣ドル 499,105 (0.00015)	1,083,221 (-)	千新台幣ドル 7,082,380 (11,171)
	イ ン ド	17,846 (21,851)	千インドルピー 1,866,287 (149,957)	129,658 (721)	千インドルピー 2,204,898 (127,289)
	中 国	241,636	千中国人民元(オフショア) 657,247	68,511	千中国人民元(オフショア) 253,005

(注1) 金額は受渡し代金です。

(注2) 単位未満は切捨てです。ただし、単位に満たない場合は小数で記載しております。

(注3) () 内は株式分割、予約権行使、合併等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

(2) 投資信託証券

			買 付		売 付	
			口 数	金 額	口 数	金 額
外 国	オーストラリア	GPT GROUP	千口 10,340	千オーストラリアドル 43,616	千口 397	千オーストラリアドル 1,545
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD-CDI	-	-	382	4,365
		SCENTRE GROUP	1,592	6,196	9,373	19,601
香 港	LINK REIT	千口 3,022	千香港ドル 215,976	千口 119	千香港ドル 7,434	

(注1) 金額は受渡し代金です。

(注2) 単位未満は切捨てです。

株式売買金額の平均組入株式時価総額に対する割合 (2019年10月8日から2020年10月6日まで)

項 目	当 期
(a) 期 中 の 株 式 売 買 金 額	234,663,059千円
(b) 期 中 の 平 均 組 入 株 式 時 価 総 額	183,061,800千円
(c) 売 買 高 比 率 (a) / (b)	1.28

(注1) (b)は各月末現在の組入株式時価総額の平均です。

(注2) 単位未満は切捨てです。

利害関係人との取引状況等

(2019年10月8日から2020年10月6日まで)

当期中における利害関係人との取引はありません。

(注) 利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人です。

組入資産の明細

(2020年10月6日現在)

(1) 外国株式

上場、登録株式

組入有価証券明細表

銘 柄	期首(前期末)	当 期 末		業 種 等		
	株 数	株 数	評 価 額			
			外貨建金額	邦貨換算金額		
(アメリカ)	百株	百株	千米ドル	千円		
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	—	644	18,567	1,961,808	小売	
NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	—	2,502	37,988	4,013,839	消費者サービス	
HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST	874,620	—	—	—	運輸	
小 計	株 数 ・ 金 額 銘 柄 数 < 比 率 >	874,620 1	3,146 2	56,555 —	5,975,647 <3.4%>	
(オーストラリア)			千オーストラリアドル			
AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	10,803	—	—	—	銀行	
WESTPAC BANKING CORPORATION	21,063	19,650	33,975	2,580,402	銀行	
TELSTRA CORP LTD	60,899	47,279	13,380	1,016,214	電気通信サービス	
BHP GROUP LIMITED	11,214	15,268	55,182	4,191,077	素材	
CSL LTD	—	1,109	32,096	2,437,753	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	
BORAL LTD	56,045	—	—	—	素材	
BLUESCOPE STEEL LTD	—	17,826	23,888	1,814,303	素材	
WORLEY LTD	—	35,609	35,609	2,704,511	エネルギー	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	16,041	18,466	33,590	2,551,229	銀行	
QANTAS AIRWAYS LTD	—	99,006	42,671	3,240,924	運輸	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	24,183	23,582	20,988	1,594,064	保険	
WOODSIDE PETROLEUM LTD	11,676	—	—	—	エネルギー	
COLES GROUP LTD	23,109	12,243	21,303	1,617,998	食品・生活必需品小売り	
小 計	株 数 ・ 金 額 銘 柄 数 < 比 率 >	235,036 9	290,043 10	312,685 —	23,748,479 <13.4%>	
(香港)			千香港ドル			
HANG LUNG PROPERTIES LTD	119,270	—	—	—	不動産	
CHINA MOBILE LTD	62,805	15,625	77,343	1,054,195	電気通信サービス	

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

銘柄	期首(前期末)		当 期 末		業 種 等	
	株 数	株 数	評 価 額			
			外貨建金額	邦貨換算金額		
(香港)	百株	百株	千香港ドル	千円		
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	98,940	—	—	—	不動産	
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	—	296,380	150,857	2,056,186	電気通信サービス	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL - H	721,100	—	—	—	エネルギー	
COSCO SHIPPING PORTS LIMITED	194,281	—	—	—	運輸	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	115,145	80,325	165,469	2,255,349	銀行	
COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	348,700	—	—	—	エネルギー	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	—	16,180	160,182	2,183,280	不動産	
VTECH HOLDINGS LTD	22,823	19,803	97,529	1,329,330	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	
CNOOC LTD	210,600	220,900	162,582	2,215,998	エネルギー	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	36,750	44,705	358,087	4,880,726	保険	
CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	916,960	239,570	119,305	1,626,138	銀行	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	99,605	68,195	249,934	3,406,609	銀行	
IND & COMM BK OF CHINA - H	500,020	—	—	—	銀行	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	50,828	61,351	175,770	2,395,753	資本財	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO	98,040	51,530	146,087	1,991,173	耐久消費財・アパレル	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	103,262	89,598	198,011	2,698,897	保険	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	260,940	137,360	86,262	1,175,752	自動車・自動車部品	
WYNN MACAU LTD	—	56,788	68,940	939,660	消費者サービス	
SANDS CHINA LTD	50,636	54,252	160,585	2,188,786	消費者サービス	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	586,270	—	—	—	銀行	
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	—	239,980	137,028	1,867,699	不動産	
SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	241,665	—	—	—	資本財	
CHINA FEIHE LTD	—	85,970	159,560	2,174,807	食品・飲料・タバコ	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	—	38,553	1,087,194	14,818,462	小売	
JD.COM INC - CL A	—	10,034	298,411	4,067,344	小売	
WH GROUP LTD	—	278,820	177,608	2,420,801	食品・飲料・タバコ	
NETEASE INC	—	12,121	168,118	2,291,452	メディア・娯楽	
TENCENT HOLDINGS LTD	31,572	17,738	931,245	12,692,869	メディア・娯楽	
CHINA VANKE CO LTD	93,962	—	—	—	不動産	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	54,550	—	—	—	資本財	
CK ASSET HOLDINGS LIMITED	56,000	—	—	—	不動産	
小 計	株 数 ・ 金 額 銘柄数 < 比率 >	5,074,725 24	2,135,778 22	5,336,117 —	72,731,275 <41.0%>	
(シンガポール)			千シンガポールドル			
DBS GROUP HOLDINGS LTD	24,268	19,646	40,433	3,142,865	銀行	
COMFORTDELGRO CORP LTD	69,877	144,183	20,618	1,602,650	運輸	
UNITED OVERSEAS BANK LTD	23,617	—	—	—	銀行	
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	161,436	105,916	22,983	1,786,528	電気通信サービス	
NETLINK NBN TRUST	351,635	—	—	—	電気通信サービス	
小 計	株 数 ・ 金 額 銘柄数 < 比率 >	630,833 5	269,745 3	84,035 —	6,532,044 <3.7%>	
(インドネシア)			千インドネシアルピア			
MATAHARI DEPARTMENT STORE TB	220,463	—	—	—	小売	
BANK NEGARA INDONESIA PERSERO	424,729	—	—	—	銀行	
TELEKOMUNIKASI INDONESIA PE	—	831,203	220,268,795	1,585,935	電気通信サービス	
小 計	株 数 ・ 金 額 銘柄数 < 比率 >	645,192 2	831,203 1	220,268,795 —	1,585,935 <0.9%>	

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

銘柄	期首(前期末)	当 期 末			業 種 等	
		株 数	株 数	評 価 額		
				外貨建金額		邦貨換算金額
(韓国)	百株	百株	千韓国ウォン	千円		
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	10,370	—	—	—	銀行	
LOTTE CHEMICAL CORP	1,276	—	—	—	素材	
SK HYNIX INC	3,774	2,916	24,262,534	2,215,169	半導体・半導体製造装置	
KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	—	2,985	35,374,738	3,229,713	素材	
POSCO	1,567	1,220	25,014,510	2,283,824	素材	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	10,202	13,923	81,729,771	7,461,928	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-PREF	26,858	9,192	46,606,634	4,255,185	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	
LG INNOTEK CO LTD	—	1,663	26,118,363	2,384,606	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	
KB FINANCIAL GROUP INC	6,095	9,143	35,704,586	3,259,828	銀行	
小 計	株数・金額 銘柄数<比率>	60,146 7	41,044 7	274,811,137 —	25,090,256 <14.2%>	
(台湾)			千新台幣ドル			
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	39,180	—	—	—	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	
MEDIATEK INC	19,690	4,370	267,007	977,245	半導体・半導体製造装置	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	271,650	—	—	—	保険	
HON HAI PRECISION INDUSTRY CO LTD	54,986	47,706	370,676	1,356,674	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	567,691	—	—	—	銀行	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	121,193	78,943	3,414,294	12,496,318	半導体・半導体製造装置	
PEGATRON CORP	120,250	—	—	—	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	
GLOBALWAFERS CO LTD	17,140	12,340	478,175	1,750,120	半導体・半導体製造装置	
小 計	株数・金額 銘柄数<比率>	1,211,780 8	143,359 4	4,530,152 —	16,580,359 <9.4%>	
(インド)			千インドルピー			
RELIANCE INDUSTRIES LTD	10,820	9,246	2,045,506	2,965,984	エネルギー	
INDIAN OIL CORP LTD	83,385	—	—	—	エネルギー	
HERO MOTOCORP LTD	3,166	—	—	—	自動車・自動車部品	
LARSEN & TOUBRO LTD	—	15,071	1,351,802	1,960,113	資本財	
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	3,415	5,840	1,580,325	2,291,471	ソフトウェア・サービス	
MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS	20,773	—	—	—	各種金融	
RELIANCE INDUSTRIES-PARTLY P	—	721	96,059	139,286	エネルギー	
小 計	株数・金額 銘柄数<比率>	121,560 5	30,879 4	5,073,693 —	7,356,855 <4.2%>	
(中国)			千中国人民元(オフショア)			
YANTAI JEREH OILFIELD-A	—	57,636	171,641	2,699,926	エネルギー	
PING AN BANK CO LTD-A	—	81,623	123,822	1,947,731	銀行	
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	—	33,864	130,379	2,050,869	食品・飲料・タバコ	
小 計	株数・金額 銘柄数<比率>	— —	173,124 3	425,844 —	6,698,527 <3.8%>	
合 計	株数・金額 銘柄数<比率>	8,853,894 61	3,918,325 56	— —	166,299,383 <93.8%>	

(注1) 邦貨換算金額は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(注2) 邦貨換算金額欄の< >内は、純資産総額に対する各国別株式評価額の比率です。

(注3) 株数・評価額の単位未満は切捨てです。

(注4) 一印は組入れなしです。

(注5) 業種等欄の業種名は期末時点のものです。

(2) 外国投資信託証券

銘柄	口数	当期			比率	
		口数	評価額			
			外貨建金額	邦貨換算金額		
(オーストラリア)	千口	千口	千オーストラリアドル	千円	%	
GPT GROUP	—	9,943	41,164	3,126,414	1.8	
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD-CDI	3,918	3,536	8,734	663,361	0.4	
SCENTRE GROUP	7,780	—	—	—	—	
小計	口数・金額	11,698	13,479	49,898	3,789,776	
	銘柄数<比率>	2	2	—	<2.1%>	
(香港)			千香港ドル			
LINK REIT	—	2,974	188,110	2,563,948	1.4	
小計	口数・金額	—	2,974	188,110	2,563,948	
	銘柄数<比率>	—	1	—	<1.4%>	
合計	口数・金額	11,698	16,453	—	6,353,724	
	銘柄数<比率>	2	3	—	<3.6%>	

(注1) 邦貨換算金額は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(注2) < >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 口数・評価額の単位未満は切捨てです。

(注4) —印は組入れなしです。

投資信託財産の構成

(2020年10月6日現在)

項目	期末	
	評価額	比率
株式	千円	%
株	166,299,383	93.2
投資証券	6,353,724	3.6
コール・ローン等、その他	5,797,716	3.2
投資信託財産総額	178,450,823	100.0

(注1) 評価額の単位未満は切捨てです。

(注2) 外貨建純資産(175,543,404千円)の投資信託財産総額(178,450,823千円)に対する比率は98.4%です。

(注3) 外貨建資産は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、2020年10月6日における邦貨換算レートは1米ドル=105.66円、1オーストラリアドル=75.95円、1香港ドル=13.63円、1シンガポールドル=77.73円、100インドネシアルピア=0.72円、100韓国ウォン=9.13円、1新台幣ドル=3.66円、1インドルピー=1.45円、1中国人民元(オフショア)=15.73円です。

資産、負債、元本及び基準価額の状況

(2020年10月6日現在)

項 目	当 期 末
(A) 資 産	178,450,823,737円
コール・ローン等	5,132,768,277
株 式(評価額)	166,299,383,215
投 資 証 券(評価額)	6,353,724,691
未 収 入 金	356,347,949
未 収 配 当 金	308,599,605
(B) 負 債	1,187,685,405
未 払 金	1,159,680,284
未 払 利 息	5,121
そ の 他 未 払 費 用	28,000,000
(C) 純 資 産 総 額(A-B)	177,263,138,332
元 本	77,559,837,994
次 期 繰 越 損 益 金	99,703,300,338
(D) 受 益 権 総 口 数	77,559,837,994口
1 万 口 当 た り 基 準 価 額 (C/D)	22,855円

(注1) 元本の状況

期首元本額	100,965,661,122円
期中追加設定元本額	102,791,432円
期中一部解約元本額	23,508,614,560円
当期末における元本の内訳	
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	75,936,513,281円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン(毎月分配型)	1,622,895,330円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン	429,383円

(注2) 1口当たり純資産額は2,2855円です。

(注3) 上記表中の次期繰越損益金がマイナス表示の場合は、当該金額が投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額(元本の欠損)となります。

損益の状況

当期(自2019年10月8日 至2020年10月6日)

項 目	当 期
(A) 配 当 等 収 益	5,599,895,145円
受 取 配 当 金	5,502,638,787
受 取 利 息	2,324,528
そ の 他 収 益 金	96,331,765
支 払 利 息	△ 1,399,935
(B) 有 価 証 券 売 買 損 益	5,053,277,111
売 買 益	38,545,805,431
売 買 損	△ 33,492,528,320
(C) 信 託 報 酬 等	△ 205,126,526
(D) 当 期 損 益 金(A+B+C)	10,448,045,730
(E) 前 期 繰 越 損 益 金	117,836,456,079
(F) 追 加 信 託 差 損 益 金	98,114,480
(G) 解 約 差 損 益 金	△ 28,679,315,951
(H) 計 (D+E+F+G)	99,703,300,338
次 期 繰 越 損 益 金(H)	99,703,300,338

(注1) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

(注2) 損益の状況の中で(C)信託報酬等は保管費用等です。

(注3) 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分をいいます。

(注4) 損益の状況の中で(G)解約差損益金とあるのは、一部解約の際、元本から解約価額を差引いた差額分をいいます。

お知らせ

当ファンドについて受益者のみなさまに重要なお知らせがあります。次ページから始まるお知らせをご覧ください。

お知らせ

弊社は、2020年4月3日付にて金融庁より行政処分を受けました。受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

今般の行政処分の対象となりました弊社の業務運営を原因として、当ファンドに不利益を生じさせた状態となっておりました。深く反省をするとともに、当ファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、下記の対応を行わせていただきましたのでお知らせいたします。

なお弊社行政処分の経緯および弊社の対応等の詳細につきましては、後掲の「弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明」をご覧くださいませようお願い申し上げます。

記

1. マザーファンドにおける費用負担とその影響

弊社の投信計理業務の外部委託の解約を契機として、2015年3月から、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、「当マザーファンド」といいます。）において、グローバル・カストディ*との契約に基づくカストディ費用に固定費が追加されていました。

*グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用とは、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

2. ベビーファンド及び受益者様に生じた不利益の解消について

ベビーファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、弊社は以下の対応を行いました。なお、ベビーファンド及び当マザーファンドの過去公表済みの基準価額の遡及訂正は行いません。

(1) マザーファンドに対する固定費相当額の弁済

弊社は、2020年7月3日に、カストディ費用に追加された上記固定費相当額（2015年6月～2020年4月支払い分）を一括で当マザーファンドに弁済しました。

これにより、ベビーファンドの信託財産は原状回復し、ベビーファンドを保有いただいている受益者様に生じていた不利益は解消していると弊社は考えております。

以上

お問い合わせ先：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話：0120-981-083（お問い合わせ窓口）
（営業日の午前9時から午後5時半まで）

弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明

弊社は、2020年4月3日付で、金融庁より2ヵ月間の業務停止および業務改善命令という行政処分を受けました。行政処分の理由は、金融商品取引法第42条第1項への違反（投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況）というものです。弊社では、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

2ヵ月間の業務停止は終了いたしました。今般の行政処分の対象となりました弊社の業務運営につき深く反省し、受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、その経緯および弊社の対応等につきまして、以下ご説明申し上げます。

2020年9月末日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

記

1. 本件に関する経緯

弊社は投信計理業務*1についてA社に業務委託を行うとともに、A社のグループ会社であるB社に対して弊社が設定する投資信託のグローバル・カストディ業務*2を集約していました。

- *1 投信計理業務：投資信託の基準価額の計算や会計処理等を行う業務です。弊社では投信計理業務の一部をA社に対して外部委託していました。
- *2 グローバル・カストディ業務：グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用は、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

2014年、A社に対しての投信計理業務の外部委託を解約することを決定し、2014年末頃からA社に対して解約のための交渉を行っていましたが、その際の解約交渉の条件の一つとして、A社のグループ会社であるB社がグローバル・カストディとなっている業務に関し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、当マザーファンド）におけるカストディ費用の値上げの提示を受けました。カストディ費用の値上げは具体的には、従来の変動費（取引の内容、頻度によって変化するもの）のみの料率体系に、新たに固定費（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの）を賦課したものとなりました。

このカストディ費用の値上げは、当マザーファンド及び当マザーファンドを組み入れて運用している投資信託における費用の増加という結果になりますが、弊社は当該値上げの妥当性について何ら検討することなく受け入れを了承し、当該固定費は2015年3月から、グローバル・カストディとの契約に導入されました。本来であれば弊社は投資信託の委託会社として、固定費導入という値上げを受け入れる場合には、その妥当性等を十分に検討すべきであるにもかかわらず、弊社は十分に検討しないまま、値上げに反対をせず受け入れを了承し、弊社が運用する投資信託に当マザーファンドを組み入れて運用を行いました。

これら一連の行為と結果は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、投資信託の委託会社としての忠実義務に違反するものであったと認識いたしております。

2. 本件における主な問題点と原因

弊社が認識している前記の経緯における主な問題点と原因は以下の通りです。

- ・当時の複数名の交渉当事者（退職済み）が、カストディ契約自体は受託銀行とグローバル・カストディが締結するものであり、弊社は契約主体ではなく直接的に関与しないという事実を利用し、本件交渉の全容及び当該値上げを、会議体等に報告しなかったこと。
- ・交渉当事者が、受益者利益優先の意識が希薄であったため、本件交渉に当たって受益者利益よりも会社利益を優先した意思決定を行ったこと。
- ・当時の社風として、社内での情報共有や議論が十分にされず少数人数による意思決定が行われることが多かったため、形式論的な判断のまま進めることを可能としてしまったこと。
- ・当時の代表取締役社長兼CEOが、本件に係るA社グループとの包括的提携関係の経緯及び利益相反の構造等を十分に理解しないまま、交渉当事者による交渉について適切な指揮・監督、妥当性の検証を行わず、管理者責任を怠り、本件にかかる問題を検知できなかったこと。

3. マザーファンドへの影響

上記1. でご説明申し上げました経緯の結果として、2015年3月から、当マザーファンドのカストディ費用に、固定費が新たに賦課されましたが、金額としては、固定費として年額174,000米ドル*でした。

*固定費として年額174,000米ドル：約2,091万円、2015年3月末時点の為替レート1米ドル=120.17円として換算。実際には年額の固定費は、月割りで請求されるため、その時点の為替レートによって円貨額は変動します。以下、同じ。

なお、2015年3月末時点での当マザーファンドの純資産総額は約7,435億円であり、年間約2,091万円の固定費の追加は当マザーファンドの純資産額に対して、年間約0.0028%の費用増加となりました。

4. 本件に関する対応

弊社は、弊社の忠実義務違反の結果生じた負担増加につき深く反省をするとともに、次の対応を行っています。

(1)固定費が支払われた期間

カストディ費用に付加されていた固定費部分（年額174,000米ドル）は2015年3月分から2020年1月分まで課されていましたが、受託銀行、グローバル・カストディの協力のもと、現在は撤廃され2015年3月の値上げ前の状況に戻っています。これによって、固定費部分が課されていた時期は、グローバル・カストディとの契約上は2015年3月～2020年1月分の4年と11ヵ月間、実際に当マザーファンドでカストディ費用の固定費部分の支払いが行われた期間としましては、2015年6月から2020年4月までとなります。

(2)固定費相当額の当マザーファンドへの弁済

2015年6月～2020年4月の4年11ヵ月の間に当マザーファンドより支払われた固定費相当額855,500米ドル（96,331,763円）を2020年7月3日に弊社から当マザーファンドへ一括して弁済することにより、当マザーファンドの原状回復を行いました。この効果は、当マザーファンドに直接、間接的に投資する関連ファンドの資産評価にも反映され、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復が完了しております。

5. 弊社における業務運営の改善について

弊社は、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止を図ってまいります。再発防止を含めた業務改善計画の一部は以下の通りとなります。

(1)法令等遵守体制に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直し

① 経営陣主導による法令等遵守体制の見直し

取締役会の構成を見直し、2020年4月に社外取締役を任命しました。この他、法令等遵守体制の見直しについて、弊社が中長期で取り組むべき課題・提言が、2020年7月開催の取締役会に社外取締役より報告され、8月以降、継続的にグループ会社の関係者も含めて討議していくことになっております。「利益相反管理規程」の見直し及び改訂は2020年7月開催の取締役会にて審議され、承認されました。

② 社内特別研修の実施

従来 of 研修に加えて、本件に基づくテーマを定め、2020年中に計4回（毎四半期）の特別研修を集中的に実施いたします。

社内における「忠実義務」の推進・徹底を目的として、特に投資運用業者として遵守すべき「忠実義務」及び「善管注意義務」に関する研修を2020年2月に、「投資運用業者における利益相反管理」に関する研修を2020年6月にそれぞれ実施しました。また、2020年10月2日にガバナンス強化と企業文化に関する研修を行い、さらに年内に残り1回の特別研修を予定し、全役職員の参加を義務付け、法令等遵守を重視した企業文化の醸成及び定着を目指してまいります。

③ 各種規程・業務マニュアル見直し

コンプライアンス・マニュアル、利益相反管理規程の見直し及び改訂は、2020年7月開催の取締役会において審議・承認され、当該改訂内容を役職員へ周知しました。さらに、研修における社内での周知徹底を今年下期中に実施予定です。

各部横断的な社内チームにより、弊社が策定し公表している「お客様本位の業務運営」を実行するための方針について本件を踏まえ見直しを実施し、新たに5つの方針として整理しました。また、「お客様本位の業務運営の取組状況」の自己評価も実施し、2020年6月30日に当社HPを通じて公表いたしました。

④ 法令等遵守を尊重する企業文化の醸成及び定着

毎週開催される朝会で、全役職員に対する「お客様利益の優先」を実現するためのコンプライアンスの重要性の働きかけを定期的かつ継続的に行っており、四半期ごとに開催する全社員集会等においても行っていきます。また、全役職員を対象として、倫理的行動に関する全員参加型ワークショップを実施いたします。

⑤ 経営陣主導による改善計画の完遂に向けた取り組み

改善計画の策定及び遂行は、経営委員会が月次で行い、その進捗状況を取締役に報告しています。特に本改善計画の遂行に関しては、経営委員会が計画ごとに責任者及び担当チームを任命することにより、全社的に改善に取組む体制とします。本改善計画の実効性については定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。また、業務改善報告提出後、全役職員向けの本件に関する社内説明会を行いました。その後、毎週の全社員参加の朝会において、業務改善計画の実施状況について逐次報告を行っております。

(2)投資運用業に係る意思決定における社内プロセスの明確化及び具体的な再発防止策

① ファンド・ガバナンス委員会の設置

投資信託に係る意思決定の妥当性を、主に利益相反の観点から包括的に検証を行う組織として、「ファンド・ガバナンス委員会」を2020年7月の取締役会で承認し新設しました。受益者負担に影響を及ぼす重要な契約については、新規、変更、更新のいずれの場合も検証対象とします。

② ファンド運営における管理体制の強化

ファンドにおいて受益者が負担する「その他費用」について、基準額を超えるものは、投信計理業務を担当するオペレーション部長に加えて、リーガル&コンプライアンス部長の事前承認を必要とします。「その他費用」の管理状況についてはオペレーション部が、運用報告書等における開示状況についてはリーガル&コンプライアンス部が、それぞれ前述のファンド・ガバナンス委員会に対し該当期間中の状況について報告を行い、検証を受けます。

③ 利益相反管理の強化

利益相反管理規程の見直し・改訂、及び利益相反管理に関する特別研修に加え、利益相反に関するワークショップを開催し、各部署がそれぞれの業務において想定しうる潜在的な利益相反事例の特定を行い、その内容を反映する形で、2020年6月末に利益相反事例集の改訂を行いました。今後も原則として年1回開催し、利益相反事例集の見直しを行います。

④ 意思決定状況の検証

社内意思決定に関する遺漏の再発防止を徹底するため、各委員会における承認・審議・報告事項の点検を実施しました。それにあたっては、業務の流れを一覧表にし、投資運用業に係る重要な意思決定が現在の弊社の何等かの合議体（委員会もしくは協議会）でなされているかを検証し、現行の合議体のいずれかにてカバーされていることを確認しました。その点検結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され検証を受け、最終的には取締役会に報告されます。

⑤ 既存ファンドの自主点検

弊社が設定する全ての投資信託を対象として、直近から過去5年程度まで、カストディ費用を含むいわゆる「その他費用」の支払い状況及びその基となる契約や請求書の確認等の自主点検を実施し、本件及び本件に類似した利益相反や忠実義務違反に相当する事例がないことを確認しました。その結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され、検証を受けました。

(3)経営陣を含めた責任の所在の明確化

弊社および弊社の実質的な親会社であるブルーデンシャル・コーポレーション・アジア（PCA）は、本件に対する金融庁行政処分を非常に厳粛に受けとめております。本件に係る役職員の責任を明確化すべく、社内規則に従い処分を実施いたしました。

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

以上

日本マネー・マザーファンド

マザーファンドの運用報告書につきましては、ベビーファンドの運用報告書と作成対象期間が異なる場合には、データ・コメント等に不一致が生じる場合がありますのでご了承ください。

日本マネー・マザーファンド 第15期 運用状況のご報告 決算日：2020年10月12日

当ファンドの仕組みは次の通りです。

運用方針	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資制限	株式および外貨建資産への投資は行いません。

○最近5期の運用実績

決算期	基準価額	騰落率		債組入比率	債券先物比率	純資産総額
		騰	落			
11期 (2016年10月11日)	円 10,201		0.0	% 51.0	% —	百万円 752
12期 (2017年10月10日)	10,194		△0.1	72.4	—	761
13期 (2018年10月10日)	10,187		△0.1	86.0	—	778
14期 (2019年10月10日)	10,180		△0.1	97.5	—	680
15期 (2020年10月12日)	10,172		△0.1	88.9	—	429

(注) 基準価額は1万円当たり。

(注) 当ファンドは、特定の指数を上回るまたは連動する成果を目指した運用を行っていません。そのため、特定のベンチマークおよび参考指数を設けておりません。

(注) 債券先物比率=買建比率-売建比率。

○当期中の基準価額と市況等の推移

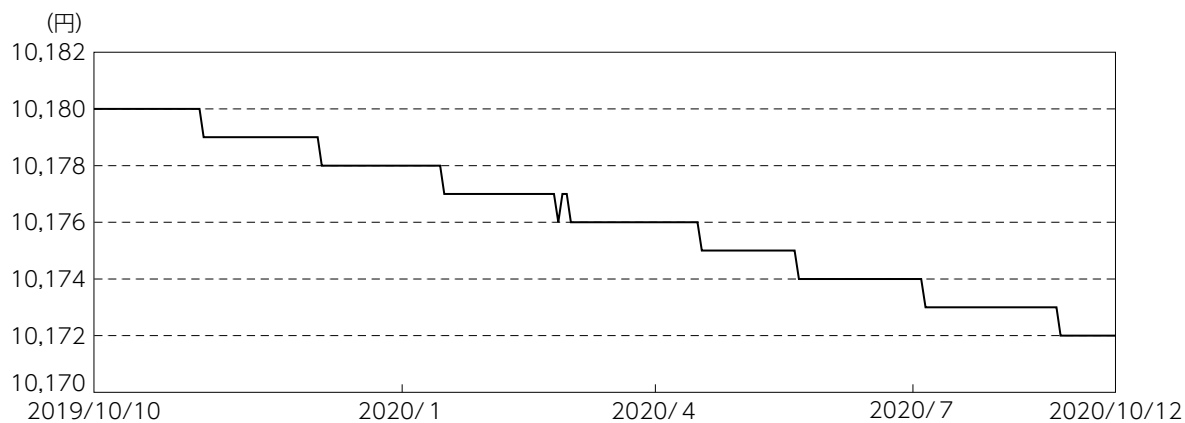
年月日	基準価額	騰落率		債組入比率	債券先物比率
		騰	落		
(期首) 2019年10月10日	円 10,180		—	% 97.5	% —
10月末	10,180		0.0	90.1	—
11月末	10,179		△0.0	84.2	—
12月末	10,178		△0.0	93.1	—
2020年1月末	10,178		△0.0	75.2	—
2月末	10,177		△0.0	84.1	—
3月末	10,177		△0.0	95.6	—
4月末	10,176		△0.0	72.3	—
5月末	10,175		△0.0	72.2	—
6月末	10,174		△0.1	74.7	—
7月末	10,174		△0.1	65.5	—
8月末	10,173		△0.1	65.5	—
9月末	10,172		△0.1	88.9	—
(期末) 2020年10月12日	10,172		△0.1	88.9	—

(注) 騰落率は期首比。

運用経過

期中の基準価額の推移

(2019年10月11日～2020年10月12日)



○基準価額の主な変動要因

当ファンドにおける主なプラス要因およびマイナス要因は以下の通りです。

(主なプラス要因)

- ・特にありません。

(主なマイナス要因)

- ・日銀のマイナス金利政策の影響により、保有債券の利回りがマイナス圏で推移したことが、マイナス要因となりました。

投資環境

(2019年10月11日～2020年10月12日)

短期金融市場では、1年国債利回りが上昇しました。1年国債利回りは、米中通商協議の進展や日銀のマイナス金利の深掘り観測が後退したことにより、2020年1月上旬に-0.10%へ上昇しました。その後、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う景気減速懸念を背景に、3月上旬にかけて、1年国債利回りは-0.2%台後半へ急低下する場面がありましたが、日銀がマイナス金利の深掘りを見送ったことから、-0.1%台前半へ急上昇しました。ただ、4月以降、1年国債利回りは-0.1%台前半を中心にみ合う動きとなりました。

当ファンドのポートフォリオ

(2019年10月11日～2020年10月12日)

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とした運用を行いました。当期間中は、政府保証債を組み入れました。

当ファンドのベンチマークとの差異

(2019年10月11日～2020年10月12日)

当ファンドはベンチマークおよび参考指数がないため、本項目は記載していません。

今後の運用方針**(投資環境の見通し)**

国内短期金融市場は、日銀によるマイナス金利政策の継続が見込まれることから、主要な投資対象であるわが国の公社債および短期金融商品の利回りがマイナス圏での推移となり、今後も厳しい運用環境が続くと予想されます。

(運用方針)

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益確保を目的に運用を行います。

○1万口当たりの費用明細

(2019年10月11日～2020年10月12日)

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) そ の 他 費 用 (そ の 他)	円 0 (0)	% 0.001 (0.001)	(a) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数 その他は、金銭信託支払手数料
合 計	0	0.001	
期中の平均基準価額は、10,176円です。			

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額において基準価額は円未満切捨て、その他は各項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

○売買及び取引の状況

(2019年10月11日～2020年10月12日)

公社債

		買 付 額	売 付 額
国 内	特殊債券	千円 443,561	千円 — (720,000)

(注) 金額は受渡代金。（経過利子分は含まれておりません。）

(注) 単位未満は切捨て。

(注) () 内は償還等による増減分です。

○利害関係人との取引状況等

(2019年10月11日～2020年10月12日)

該当事項はございません。

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人です。

○組入資産の明細

(2020年10月12日現在)

国内公社債

(A) 国内（邦貨建）公社債 種類別開示

区 分	当 期			末			
	額 面 金 額	評 価 額	組 入 比 率	うちBB格以下 組 入 比 率	残 存 期 間 別 組 入 比 率		
					5 年 以 上	2 年 以 上	2 年 未 満
	千円	千円	%	%	%	%	%
特 殊 債 券 (除 く 金 融 債)	380,000 (380,000)	382,046 (382,046)	88.9 (88.9)	— (—)	— (—)	— (—)	88.9 (88.9)
合 計	380,000 (380,000)	382,046 (382,046)	88.9 (88.9)	— (—)	— (—)	— (—)	88.9 (88.9)

(注) () 内は非上場債券で内書きです。

(注) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

(注) 額面・評価額の単位未満は切捨て。

(注) 評価については金融商品取引業者、価格情報会社等よりデータを入手しています。

(B) 国内（邦貨建）公社債 銘柄別開示

銘 柄	当 期			末	
	利 率	額 面 金 額	評 価 額	償 還 年 月 日	
特殊債券（除く金融債）	%	千円	千円		
第27回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	0.11	100,000	100,067	2021/2/12	
第120回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.9	50,000	50,023	2020/10/30	
第133回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.3	70,000	70,517	2021/4/30	
第137回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.2	160,000	161,436	2021/6/30	
小 計		380,000	382,046		
合 計		380,000	382,046		

(注) 額面・評価額の単位未満は切捨て。

○投資信託財産の構成

(2020年10月12日現在)

項 目	当 期 末	
	評 価 額	比 率
	千円	%
公 社 債	382,046	88.9
コ ー ル ・ ロ ー ン 等 、 そ の 他	47,740	11.1
投 資 信 託 財 産 総 額	429,786	100.0

(注) 評価額の単位未満は切捨て。

○資産、負債、元本及び基準価額の状況 (2020年10月12日現在)

項 目	当 期 末
	円
(A) 資産	429,786,436
コール・ローン等	46,855,126
公社債(評価額)	382,046,142
未収利息	691,196
前払費用	193,972
(B) 負債	538
未払利息	19
その他未払費用	519
(C) 純資産総額(A-B)	429,785,898
元本	422,513,077
次期繰越損益金	7,272,821
(D) 受益権総口数	422,513,077口
1万円当たり基準価額(C/D)	10,172円

(注) 計算期間末における1口当たりの純資産額は、1,0172円です。

(注) 当ファンドの期首元本額は668,362,483円、期中追加設定元本額は761,996円、期中一部解約元本額は246,611,402円です。

(注) 当親ファンドを投資対象とする投資信託の当期末元本額は、以下の通りです。

アジア・オセアニア好配当成長株オープン (毎月分配型)	325,834,704円
米国短期ハイ・イールド債券オープン	49,037,879円
新興国連続増配成長株オープン	26,594,229円
米国中小型株オープン (3ヵ月決算型)	7,792,381円
米国中小型株オープン	4,940,794円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン (1年決算型)	4,512,263円
インカム資産オープン (アジア・オセアニア)	2,035,255円
米国優先リート17-07 (為替ヘッジあり)	1,765,572円

○損益の状況 (2019年10月11日～2020年10月12日)

項 目	当 期
	円
(A) 配当等収益	4,289,828
受取利息	4,335,682
支払利息	△ 45,854
(B) 有価証券売買損益	△ 4,687,171
売買損	△ 4,687,171
(C) その他費用等	△ 4,426
(D) 当期損益金(A+B+C)	△ 401,769
(E) 前期繰越損益金	12,049,531
(F) 追加信託差損益金	13,657
(G) 解約差損益金	△ 4,388,598
(H) 計(D+E+F+G)	7,272,821
次期繰越損益金(H)	7,272,821

(注) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は、期末の評価換えによるものを含みます。

(注) 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定した価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注) 損益の状況の中で(G)解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

<お知らせ>

該当事項はございません。